

第119回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2023年6月27日（火曜日）
午前10時

会 場 グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

議 案 取締役13名選任の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
詳細は5頁および6頁をご覧ください。

議決権行使期限

**2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分まで**

本株主総会につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じた感染症対策を実施の上開催いたします。株主の皆様におかれましては当日の流行状況やご自身の体調をご勘案の上ご来場をご検討いただき、会場での感染防止策にご協力くださいますようお願い申し上げます。

目 次

ごあいさつ	1
定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	24
連結計算書類等	51

野村ホールディングス株式会社

証券コード 8604

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、供給制約、エネルギー・食料等の価格の高騰、労働需給の逼迫等を背景とした世界的なインフレ圧力の高まりに対し、各国で大幅な金融引き締めが実施され、主要先進国の債券利回りは大きく上昇しました。今後の金融政策の動向や地政学リスクの高まり等、世界経済は先行き不透明な状態が続いています。このような環境の中、当社は「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を掲げ、お客様一人ひとりにカスタマイズされたサービス、ソリューションを提供することを目指し、対面からデジタル完結までお客様のニーズにあわせた体制の整備や新たなアセットクラスの提供等に取り組んでまいりました。

これを受け、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆3,356億円、税前利益は1,495億円、当期純利益は928億円となりました。配当につきましては、当社の配当方針に基づき、2023年3月末を基準日とする配当金を1株につき12円、中間配当とあわせて年間の配当金としては1株につき17円とさせていただきました。

金融資本市場の変化は非常に急速かつ大きなものです。当社はリスクマネジメントを含め、慎重にビジネスを遂行すると同時に、変化をチャンスと捉え収益機会の創出に取り組んでまいります。また、日本では政府の資産所得倍増プランのもと、個人金融資産を貯蓄から投資にシフトするための動きが活発になってきてています。株主の皆様のご期待にお応えできるよう、企業価値向上に努めてまいります。

グループとして取り組む多様なビジネスは、お客様をはじめとしたすべてのステークホルダーからの信頼の上に成り立っており、当社の企業価値向上と社会全体の持続可能な成長は、同じ道の上にあると考えています。今後も「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」に向けてグループ一丸となって努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

経営ビジョン

社会課題の 解決を通じた 持続的成長の実現

野村ホールディングス株式会社

取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO

奥田 健太郎



2023年5月

株主各位

(証券コード 8604)
2023年5月31日
(電子提供措置の開始日 2023年5月25日)
東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村ホールディングス株式会社
取締役兼代表執行役社長 グループCEO
奥田 健太郎

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「定時株主総会招集ご通知」および「電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、銘柄名（会社名）「野村ホールディングス」または証券コード「8604」を入力・検索し、「基本情報」、「総覧書類／P R情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

[東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前の議決権行使をお願いしております。株主総会参考書類をご検討いただき、5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」および6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照の上、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に賛否をご表示いただき、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、電磁的方法（インターネット等）を通じてご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

① 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時
② 場 所	東京都港区台場二丁目6番1号 グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」 ※「パレロワイヤル」が満席となった場合、第二会場等をご案内いたしますので、ご了承ください。
③ 株主総会の目的事項 報 告 事 項	1. 第119期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第119期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項	議案 取締役13名選任の件
④ 議決権行使に関する事項	(1) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効といたします。 (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。 (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とあわせてご提出ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象のうちの一部であります。
- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を、2頁の当社および東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈株主の皆様へのお願い〉

本株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の状況や政府等の発表内容等に応じた感染症対策を実施の上、開催いたします。

以下の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますようお願い申し上げます。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



〈事前の質問受付および事後の動画配信についてのご案内〉

本株主総会においては、上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載、ならびに事後の動画配信をいたします。

(1)事前の質問受付

上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載をいたします。こちらは、株主の皆様専用のコンテンツとなっております。以下のIDとパスワードをご入力の上、株主様専用ページにアクセスください。

当社ウェブサイトを通じた事前の質問受付は、2023年5月31日（水）から2023年6月23日（金）までの間、実施いたします。

また、代表的なご質問への回答は、2023年6月29日（木）から2023年7月31日（月）までの間、掲載いたします。

(ID : _____ パスワード : _____) (半角英数字)

(2)事後の動画配信

上記の当社ウェブサイトにて、株主総会当日に放映する事業報告の内容を、2023年6月29日（木）から2023年12月1日（金）までの間、配信いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
御中
株主総会日 _____
議決権の数 XX個
XXXXX年XX月XX日

基準日現在のご所有株式数	XX株
議決権の数	XX個
1.	
2.	

ログイン用QRコード
ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
版/ワード
XXXXXX
〇〇〇〇〇〇

見本

議案に対する賛否	
賛	下の候補者を除く
否	

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 ➞ 「賛」 の欄に○印
- 全員反対する場合 ➞ 「否」 の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➞ 「賛」 の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

*議決権行使書用紙はイメージです。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の取締役候補者3名を含む取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本年は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指して社外取締役候補者を1名増員しております。

取締役候補者13名のうち、社外取締役候補者は9名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、奥田健太郎および中島豊の2名となります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	担当	取締役会への出席状況 (2023年3月期)
1	永井 浩二 (ながい こうじ)	重任 非業務執行取締役	取締役会長 指名委員 報酬委員 100% (11回/11回)
2	奥田 健太郎 (おくだ けんたろう)	重任 執行役兼務	代表執行役社長 グループCEO 100% (11回/11回)
3	中島 豊 (なかじま ゆたか)	新任 執行役兼務	代表執行役副社長 (新任)
4	小川 祥司 (おがわ しょうじ)	重任 非業務執行取締役	監査委員(常勤) リスク委員 100% (11回/11回)
5	島崎 憲明 (しまざき のりあき)	重任 社外取締役・独立役員	監査委員(委員長) リスク委員 100% (11回/11回)
6	石村 和彦 (いしむら かずひこ)	重任 社外取締役・独立役員	指名委員(委員長) 報酬委員(委員長) 100% (11回/11回)
7	Laura Simone Unger (ローラ・アンガー)	重任 社外取締役・独立役員	リスク委員(委員長) 100% (11回/11回)
8	Victor Chu (ビクター・チュ)	重任 社外取締役・独立役員	監査委員 リスク委員 91% (10回/11回)
9	J. Christopher Giancarlo (クリストファー・ジャンカルロ)	重任 社外取締役・独立役員	リスク委員 100% (11回/11回)
10	Patricia Mosser (パトリシア・モッサー)	重任 社外取締役・独立役員	リスク委員 91% (10回/11回)
11	高原 豪久 (たかはら たかひさ)	重任 社外取締役・独立役員	指名委員 報酬委員 100% (11回/11回)
12	石黒 美幸 (いしぐろ みゆき)	新任 社外取締役・独立役員	リスク委員(予定) (新任)
13	石塚 雅博 (いしづか まさひろ)	新任 社外取締役・独立役員	監査委員(予定) (新任)

※うち女性3名

2 奥田 健太郎

おくだ けんたろう

代表執行役社長 グループCEO

生年月日： 取締役会への出席状況：

1963年11月7日生 11回／11回

所有する当社株式数：
普通株式 264,078株



略歴

- 1987年 4月 当社入社
- 2010年 4月 野村證券(株)執行役員
- 2012年 4月 同社常務（執行役員）
- 2012年 8月 当社常務（執行役員） (兼 野村證券(株)常務（執行役員）)
- 2013年 4月 当社執行役員 (兼 野村證券(株)常務（執行役員）)
- 2015年 4月 当社執行役員 (兼 野村證券(株)専務（執行役員）)
- 2016年 4月 当社執行役員 (兼 野村證券(株)執行役兼専務（執行役員）)
- 2017年 4月 当社執行役員 (兼 野村證券(株)専務（執行役員）)
- 2018年 4月 当社執行役グループCo-COO (兼 野村證券(株)取締役兼執行役副社長)
- 2019年 4月 当社執行役副社長グループCo-COO
- 2020年 4月 当社代表執行役社長グループCEO (兼 野村證券(株)代表取締役)
- 2020年 6月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO (兼 野村證券(株)代表取締役)
- 2021年 6月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO (兼 野村證券(株)代表取締役社長) (現任)

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役副社長グループCo-COO、野村證券(株)取締役兼執行役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役社長グループCEOおよび野村證券(株)代表取締役社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者といたしました。

3 中島 豊

なかじま ゆたか

代表執行役副社長

生年月日：

1965年8月2日生

所有する当社株式数：

普通株式 652,919株

執行役兼務

新 任



略歴

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1988年 4月 | 当社入社 |
| 2011年 4月 | 野村證券(株)執行役員 |
| 2015年 5月 | 当社執行役員 |
| 2016年 4月 | 当社執行役員（兼 野村證券(株)常務（執行役員）） |
| 2017年 4月 | 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼常務（執行役員）） |
| 2018年 4月 | 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼専務（執行役員）） |
| 2019年 4月 | 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼専務（執行役員）） |
| 2021年 4月 | 当社執行役員（兼 野村證券(株)代表取締役副社長） |
| 2023年 4月 | 当社代表執行役副社長（兼 野村證券(株)代表取締役副社長）（現任） |

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役副社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役員 グローバル・マーケッツ ヘッド、野村證券(株)代表取締役副社長等を歴任し、現在は当社代表執行役副社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を發揮することを期待し、取締役候補者といたしました。

4 小川 祥司

おがわ しょうじ

監査委員（常勤） リスク委員

生年月日：

1964年8月9日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

監査委員会への出席状況：

15回／15回

所有する当社株式数：

普通株式 39,426株



略歴

1987年4月 当社入社
2007年4月 野村證券(株)IB企画部長
2008年10月 同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長
2009年7月 同社キャピタル・マーケット部長
2012年4月 同社IB企画部長
2013年7月 当社グループ監査業務室長（兼 野村證券(株)監査業務室長）
2016年8月 当社取締役会室長（兼 野村證券(株)取締役会室長）
2017年4月 当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当
（兼 野村證券(株)執行役員 インターナル・オーディット担当）
2021年4月 当社顧問
2021年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職状況

野村アジアパシフィック・ホールディングス(株)監査役
Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター
Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社グループ監査業務室長、取締役会室長、執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当等を務めるなど、野村グループのガバナンス、内部統制および内部監査分野における豊富な経験と知見を有しております。
同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員およびリスク委員を務める予定です。監査委員に野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者といたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者（候補者番号5～13）】

社外取締役候補者9名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員（株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）に指定しております。

（ご参考）野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループ(*1)に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

（1）本人が、現在または過去3年間において、原則として以下に掲げる者に該当しないこと。

①当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・当社の業務執行者(*2)が役員に就任している会社の業務執行者
- ・当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- ・当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
- ②野村グループの主要な借入先(*3)である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な借入先とする者もしくはその業務執行者
- ③野村グループの主要な取引先(*4)である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（パートナー等を含む）
- ④野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）を超える報酬を受領している者
- ⑤一定額を超える寄付金(*5)を当社より受領している団体の業務執行者

（2）本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

①野村グループの業務執行者

②上記（1）①～⑤に掲げる者

（注）

*1 野村グループとは、当社および当社の事業報告に重要な子会社として記載されているものをいう。

*2 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用者をいう。

*3 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入（代替性や返済可能性等の観点から重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*4 主要な取引先とは、最終事業年度における年間連結売上の2%を超える金額の取引（一般的な条件で行われるもの等、重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*5 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上

5 島崎 憲明

しまざき のりあき

社外取締役・独立役員

重 任

監査委員（委員長） リスク委員

生年月日：

1946年8月19日生

在任年数：

7年

取締役会への出席状況：

11回／11回

監査委員会への出席状況：

15回／15回

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

所有する当社株式数：

普通株式 29,100株



略歴

1969年4月 住友商事(株)入社
1998年6月 同社取締役
2002年4月 同社代表取締役 常務取締役
2003年1月 金融庁企業会計審議会委員
2004年4月 住友商事(株)代表取締役 専務執行役員
2005年4月 同社代表取締役 副社長執行役員
2009年1月 國際会計基準委員会財団（現、IFRS財団） 評議員
2009年7月 住友商事(株)特別顧問
2011年6月 公益財団法人財務会計基準機構 理事
2011年6月 日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長
2013年9月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー
2013年9月 日本公認会計士協会 顧問（現任）
2016年6月 当社社外取締役（兼 野村證券(株)取締役）（現任）
2019年8月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス シニアアドバイザー（現任）

重要な兼職状況

(株)ロジネットジャパン社外取締役

野村證券(株)取締役（＊）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、また、国際的な会計制度について米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。同氏は、住友商事(株)代表取締役 副社長執行役員、金融庁企業会計審議会委員、國際会計基準委員会財団 評議員、公益財団法人財務会計基準機構 理事を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要な事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）およびリスク委員を務める予定です。

（＊）同氏は野村證券(株)において非業務執行取締役であり、監査等委員（委員長）を務めています。同氏は当社の社外取締役であるため、会社法第2条第15号ハに基づき、野村證券(株)の社外取締役ではなく取締役としています。

6

石村 和彦

いしむら かずひこ

指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）

生年月日：

1954年9月18日生

在任年数：

5年

社外取締役・独立役員

重 任

取締役会への出席状況：

11回／11回

7回／7回

指名委員会への出席状況：

8回／8回

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略歴

- 1979年 4月 旭硝子(株) (現、AGC(株)) 入社
 2006年 1月 同社執行役員関西工場長
 2007年 1月 同社上席執行役員エレクトロニクス＆エネルギー事業本部長
 2008年 3月 同社代表取締役兼社長執行役員COO
 2010年 1月 同社代表取締役兼社長執行役員CEO
 2015年 1月 同社代表取締役会長
 2018年 1月 同社取締役会長
 2018年 6月 当社社外取締役 (現任)
 2020年 3月 AGC(株)取締役
 2020年 4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長
 2021年 4月 同研究所理事長兼最高執行責任者 (現任)

重要な兼職状況

国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者
 (株)リコー社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、旭硝子(株) (現、AGC(株)) 代表取締役兼社長執行役員CEOや代表取締役会長を歴任されました。また、現在は国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者を務められる等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員（委員長）および報酬委員（委員長）を務める予定です。

7 Laura Simone Unger

社外取締役・独立役員

重 任

ローラ・アンガー

リスク委員（委員長）

生年月日：	取締役会への出席状況：	所有する当社株式数：
1961年1月8日生	11回／11回	(1,000ADR(*))
在任年数：	リスク委員会への出席状況：	
5年	5回／5回	



略歴

- 1988年1月 U.S. Securities and Exchange Commission (SEC) エンフォースメント・アトニー
 1990年10月 U.S. Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs カウンセル
 1997年11月 SEC 委員
 2001年2月 同 委員長代行
 2002年7月 CNBC レギュラトリ－・エキスパート
 2003年5月 JPMorgan Chase & Co. インディペンデント・コンサルタント
 2004年8月 CA Inc. インディペンデント・ディレクター
 2010年1月 Promontory Financial Group スペシャル・アドバイザー
 2010年12月 CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター
 2014年11月 Navient Corporation インディペンデント・ディレクター（現任）
 2018年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

- Navient Corporation インディペンデント・ディレクター
 Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター
 Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター
 Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター
 Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、金融関連の法制度・規制に精通しており、米国証券取引委員会 (SEC) の委員および委員長代行を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員（委員長）を務める予定です。

(*) 米国預託証券

11 高原 豪久

たかはら たかひさ

指名委員 報酬委員

生年月日：

1961年7月12日生

在任年数：

2年

取締役会への出席状況：

11回／11回

指名委員会への出席状況：

8回／8回

報酬委員会への出席状況：

7回／7回

所有する当社株式数：

普通株式 881株



略歴

- 1991年4月 ユニ・チャーム(株)入社
1995年6月 同社取締役
1996年4月 同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年6月 同社常務取締役
1998年4月 同社常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月 同社常務取締役 経営戦略担当
2001年6月 同社代表取締役社長
2004年6月 同社代表取締役社長執行役員（現任）
2021年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

- ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員
住友商事(株)社外取締役（予定）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員を現任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

12 石黒 美幸

いしぐろ みゆき

社外取締役・独立役員

新 任

生年月日：

1964年10月26日生

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略歴

- 1991年 4月 弁護士登録、常松築瀬関根法律事務所（現、長島・大野・常松法律事務所）入所
1999年 1月 同法律事務所パートナー
2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー（現任）
2004年10月 Columbia Law School 客員教授
2015年 5月 Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 事務総長
2016年 2月 総務省電波監理審議会 委員
2016年 4月 一橋大学経営協議会 委員
2018年 4月 東京弁護士会 副会長
2019年 4月 IPBA 副会長
2020年 3月 同 次期会長（現任）

重要な兼職状況

- 長島・大野・常松法律事務所パートナー
Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 次期会長
レーザーテック(株)社外監査役
(株)ベネッセホールディングス社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長年の弁護士としての経験からファイナンスやキャピタルマーケット等に関する法制度・規制に精通しており、長島・大野・常松法律事務所パートナーや国際的な法曹団体である環太平洋法曹協会 (IPBA) 次期会長を現任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏はリスク委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーを務めておりますが、同法律事務所と当社との間における2022年度の取引額は、同法律事務所の売上高の1%未満であります。

- 注1：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村證券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村證券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。
- 注2：2003年6月から、当社は、指名・監査・報酬の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。
- 注3：13名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注4：当社は、取締役候補者 小川祥司、島崎憲明、石村和彦、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosserおよび高原豪久の各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額になります。本総会において各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 石黒美幸および石塚雅博の両氏が取締役に選任された場合、当社は両氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。
- 注5：社外取締役候補者 石村和彦氏は、2022年6月まで(株)IHI社外取締役を兼務しておりました。同社は、民間航空機エンジン整備事業に関し、2019年3月に経済産業省から認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省から航空法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでしたが、日頃から社外取締役として法令遵守の観点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社取締役会において事実究明と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、社外取締役としての職責を果たしておりました。
- 注6：社外取締役候補者 島崎憲明氏は、当社の子会社である野村證券(株)の取締役を兼務しております。同社は、(株)東京証券取引所で議論されている上位市場の指定基準および退出基準に関する情報について不適切な取扱いが認められたことから、2019年5月、金融庁から業務改善命令を受けました。本事案を受け、同社において、主な改善策として、ホールセール部門のエクイティ・ビジネスにおける組織体制の見直し、投資判断に重大な影響を及ぼし得る非公知の情報を厳格に管理する態勢の整備を行うとともに、2019年12月には野村グループにおいて、全役職員の具体的な行動の指針である「野村グループ行動規範」を策定し、金融サービス・グループとして社会が期待する役割に応えるという考え方を浸透させる取組みを行うとともに、行動規範に基づく適正な行為（コンダクト）を推進するための内部管理体制の整備を行っております。同氏は、本事案の発生まで当該事実を認識しておりませんでしたが、同社の取締役会等においても法令遵守の観点からの発言を行っており、本事案の発生後は、監査等委員会委員長として、改善策の策定、その実施に向けた取組みおよびこれを定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関してさまざまな提言を行っております。
- 注7：当社は、重任の取締役候補者10名を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。また、新任の取締役候補者3名の選任が承認された場合、これらの候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は、任期中に更新することを予定しております。

以上

第119期 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

① 経営の基本方針

当社は、取締役会で策定する経営の基本方針の中で下記のとおり定めております。

【経営目標】

野村グループは、社会からの信頼および株主・顧客をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標とする。

『グローバル金融サービス・グループ』として国内外の顧客に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献していく。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図るものとする。

【グループ経営の基本観】

- (1)新たな事業領域におけるビジネスの拡大をいち早く実現することにより、自ら新しい成長モデルを構築する。また、的確なコスト・コントロールおよびリスク・マネジメントにより、市場環境に左右されにくい収益構造を実現する。
- (2)顧客やマーケットの声に真摯に耳を傾け、ビジネスの可能性を広く捉えながら、金融・資本市場を通じた付加価値の高い問題解決策を顧客に提供し、あらゆる投資に関して最高のサービスを提供する会社を目指す。
- (3)法令・諸規則の遵守と適正な企業行動を重視し、日々の業務執行においてコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を実践する。野村グループ各社は、顧客の利益を尊重し、業務に関する諸規制を遵守する。
- (4)経営に対する実効性の高い監督機能の確保および経営の透明性の向上に努める。
- (5)事業活動を通じて証券市場の拡大に貢献するとともに、企業市民として、経済・証券に関する教育機会の提供を中心とした社会貢献活動に積極的に取り組む。

当社は、この経営目標を基礎としつつ、下記の経営ビジョンを定めています。

② 経営ビジョン

当社がグループとして取り組んでいる多様なビジネスは、お客様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様からの信頼の上になりたっており、当社の企業価値の向上と社会全体の持続可能な成長は同じ道の上にあると考えております。このことから、当社は、「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」を経営ビジョンとしています。

(2) 業務運営体制

野村グループでは、3つの部門（営業部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門）が横断的に連携し、業務運営を行っております。各部門に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

当期においては、ウクライナ紛争勃発などを背景とする一次產品市況高騰、米欧先進地域経済が感染症禍から経済活動を再開するにつれて生じた半導体不足などの供給制約に端を発し、世界的なインフレ加速が生じました。インフレ加速とその長期化に対し、米FRB(連邦準備制度理事会)を中心に主要中央銀行は、急速な金融政策の引き締めを実施しました。主要先進国の国債利回りは、インフレ予想の広がりと金融引き締め継続を織り込んで上昇しました。また、市場金利の急激な上昇にもつながるバリュエーション(株式価値評価)の悪化や、金融引き締めによる経済成長抑制懸念などを背景に、主要先進地域株式市場では株価の調整が生じました。

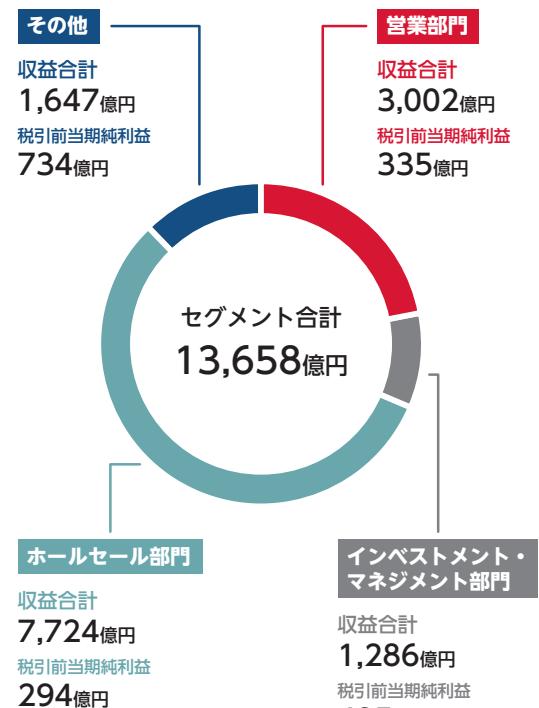
当期の後半には、主要先進地域においてインフレの頭打ち感が生じるとともに、米国の政策金利引き上げ局面が終了するとの期待が生じ、株式市場が持ち直す動きもみられました。「ゼロコロナ政策」といわれる厳格な感染対策を継続してきた中国政府が、2022年末には制限の緩和へと政策を転換し、中国を起点とした世界経済成長の持ち直しに対する期待感も高まりました。

日本では、世界的なインフレ加速と連動してインフレ率が高まる中、海外金利の上昇が国債利回りにも上昇圧力を及ぼし、10年国債利回りに誘導目標と許容変動レンジを設定している日本銀行の長短金利操作(YCC)政策の持続が困難になるとの懸念が高まりました。2022年12月に日銀が10年国債利回りの許容変動レンジを+/-0.25%ポイントから同0.50%ポイントに拡大したことを更なる政策修正に向けた予兆と一部の市場関係者が解釈したこと、日本国債市場では、2023年4月の日銀総裁交代が政策修正に結び付くとの思惑が根強く、日銀の政策期待を背景とした利回り上昇圧力が継続しました。国内外におけるインフレ格差と、それを反映した金融政策の乖離は、為替レートの大幅な円安化をもたらし、2022年10月にかけドル円レートは一時1ドル=151円台に達しました。

連結経営成績

	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第118期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	対前期 比較 増減率
収益合計 (金融費用控除後)	14,019億円	13,639億円	13,356億円	△2.1%
金融費用以外の 費用計	11,712億円	11,373億円	11,861億円	4.3%
税引前当期純利益	2,307億円	2,266億円	1,495億円	△34.0%
法人所得税等	703億円	801億円	578億円	△27.8%
当期純利益	1,604億円	1,465億円	917億円	△37.4%
差引：非支配持分に 帰属する当期純利益 (△損失)	73億円	35億円	△11億円	－
当社株主に帰属する 当期純利益	1,531億円	1,430億円	928億円	△35.1%
株主資本当社株主に 帰属する 当期純利益率 (ROE)	5.7%	5.1%	3.1%	－

第119期 収益構成



このように、当期は、地政学リスクの高まりや、世界的なインフレ、主要中央銀行による金融引き締めの動き等を受け、世界経済の先行き不安が高まったことなどから、マーケットが大きく変動する局面が多く見られました。そのような環境の中で、当社は、お客様一人ひとりのニーズに応えるための体制の整備と既存ビジネスの強化、新たな分野への挑戦に取り組んでまいりました。

当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して2.1%減の1兆3,356億円、金融費用以外の費用は同4.3%増の1兆1,861億円となりました。税引前当期純利益は1,495億円、当社株主に帰属する当期純利益は928億円となりました。株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 (ROE) は3.1%となり、また、当期のEPS（注）は前期の45.23円から29.74円となっております。2023年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり12円とし、年間での配当は1株につき17円といたしました。なお、当期は株式会社野村総合研究所普通株式の売却関連利益280億円を計上しております。

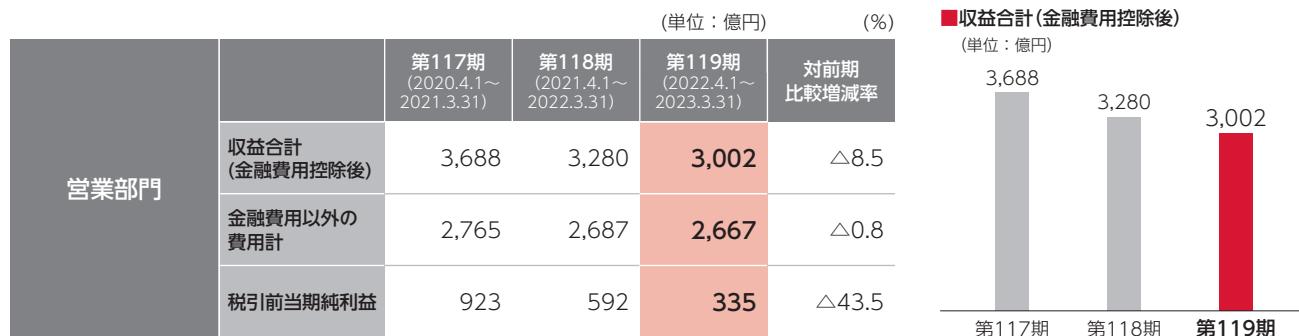
（注）希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

(2) セグメント情報

当社は業務運営および経営成績を、営業部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。



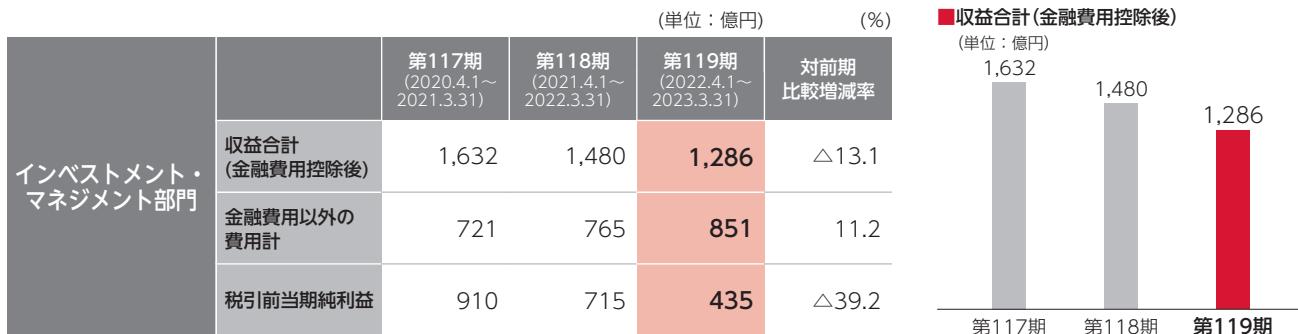
一部の営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比0.6%増の1兆3,658億円、金融費用以外の費用は同4.3%増の1兆1,861億円、税引前当期純利益は同18.7%減の1,797億円となりました。



収益合計（金融費用控除後）は、前期比8.5%減の3,002億円となりました。金融費用以外の費用は同0.8%減の2,667億円、税引前当期純利益は同43.5%減の335億円となりました。

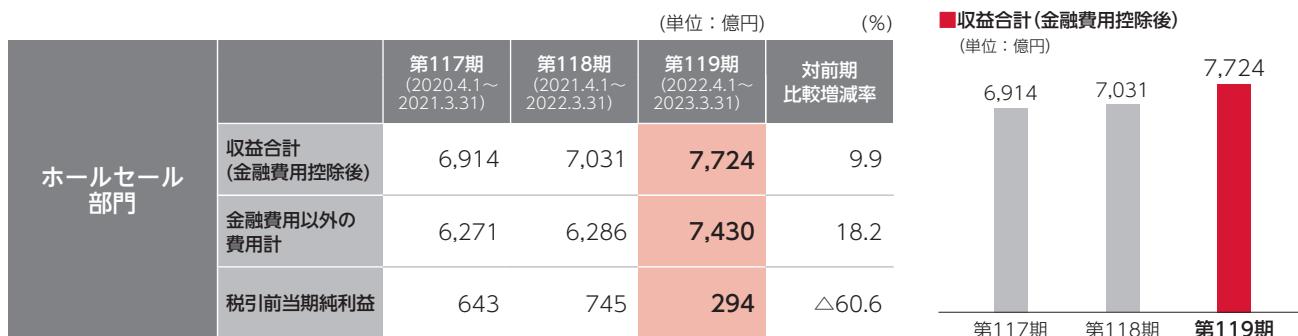
営業部門では、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、お客様一人ひとりに寄り添い、「最も信頼できるパートナー」を目指して資産コンサルティング業への進化に取り組んでまいりました。

当期は不透明な市場環境が継続し、株式・投資信託の買付が低水準に留まるなど、フロー収入は低調でしたが、お客様の資産全体に対するコンサルティングが奏功し、ストック資産拡大に向けた取組みが進捗しています。また、職域サービスによる接点拡大を通じて、持続的な顧客基盤の構築、部門の中長期的なサービス拡大を目指していますが、現役世代を含め、順調に職域サービスを提供するお客様を拡大することができております。今後は領域別アプローチを強化しながら、資産運用に加え、不動産・相続・資産承継といった多様な悩みの解決に向けた商品・サービスの充実を図ってまいります。



収益合計（金融費用控除後）は、前期比13.1%減の1,286億円となりました。金融費用以外の費用は同11.2%増の851億円、税引前当期純利益は同39.2%減の435億円となりました。

インベストメント・マネジメント部門では、多様化するお客様の運用ニーズに応える商品ラインナップの拡充やサービスの向上を目的に、広義のアセット・マネジメント・ビジネスに取り組んでまいりました。運用資産残高が全体として微減となったものの、航空機リースを手掛ける野村バブコックアンドブラウン株式会社の業績の改善等が貢献し、事業収益は前年並みを維持しました。一方、アメリカン・センチュリー・インベストメント関連損益と野村キャピタル・パートナーズ株式会社の投資先企業の評価益・売却益の減少により、投資損益は前期比で減少しました。当期は、プライベート領域への拡大の一環として、不動産やインフラへの投資運用を行う野村リアルアセット・インベストメント株式会社を野村不動産ホールディングス株式会社との合併で新設しました。また、世界有数の森林アセットマネジメント事業者であるニューフォレストPty Limited.の株式を取得しました。さらに、ノムラ・プライベート・キャピタル LLCを設立し、米国でのプライベート資産運用ビジネスに着手しました。



ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザリーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されております。

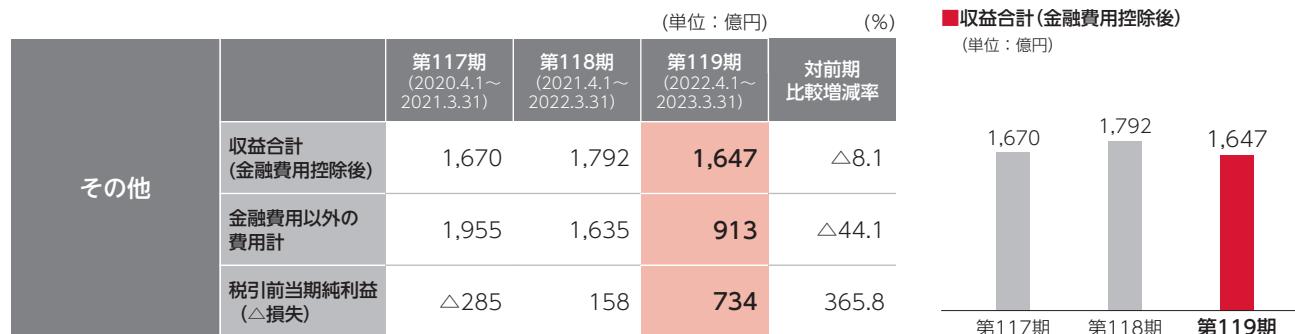
収益合計（金融費用控除後）は、前期比9.9%増の7,724億円となりました。金融費用以外の費用は同18.2%増の7,430億円、税引前当期純利益は同60.6%減の294億円となりました。

■グローバル・マーケット

当期は、リスク管理を強化しながら引き続きそれぞれの地域で強みのあるコアビジネスに注力するとともに、マクロ環境のパラダイムシフトによるマーケットの不透明感とボラティリティの高まりの中で投資家のポートフォリオのリバランス取引やヘッジ取引などに対して丁寧に流動性を提供しました。フロービジネスに加えて、ストラクチャード・ファイナンスやソリューションビジネスなど顧客ニーズへの適切な対応を通じて、収益を積み上げました。

■インベストメント・バンキング

当期は、地政学リスクや金融政策をめぐる市場環境の不透明感から顧客の慎重姿勢が強まり、顧客アクティビティは前期比で低調となりました。これらの結果、エクイティファイナンスや買収ファイナンスに加えM&Aにおいても案件が減少し通期では減益となりましたが、顧客との丁寧な対話をを行いながらニーズの把握に努め、エクイティ・プライベート・プレイスメントやプライベート型のファイナンスの他、顧客のヘッジやリスク管理ニーズに対応したソリューションビジネス等に注力しました。



収益合計（金融費用控除後）は株式会社野村総合研究所普通株式の売却関連利益280億円等により1,647億円、税引前当期純利益は734億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplc、ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社が外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行い、デジタライゼーションを加速しております。営業部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

項目	期別	第116期 (2019.4.1~2020.3.31)	第117期 (2020.4.1~2021.3.31)	第118期 (2021.4.1~2022.3.31)	第119期 (2022.4.1~2023.3.31)
収益合計		19,525億円	16,172億円	15,940億円	24,867億円
収益合計（金融費用控除後）		12,878億円	14,019億円	13,639億円	13,356億円
税引前当期純利益		2,483億円	2,307億円	2,266億円	1,495億円
当社株主に帰属する当期純利益		2,170億円	1,531億円	1,430億円	928億円
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益		67.76円	50.11円	46.68円	30.86円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益		66.20円	48.63円	45.23円	29.74円
総資産		439,998億円	425,165億円	434,122億円	477,718億円
当社株主資本合計		26,535億円	26,949億円	29,146億円	31,486億円

(注) 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

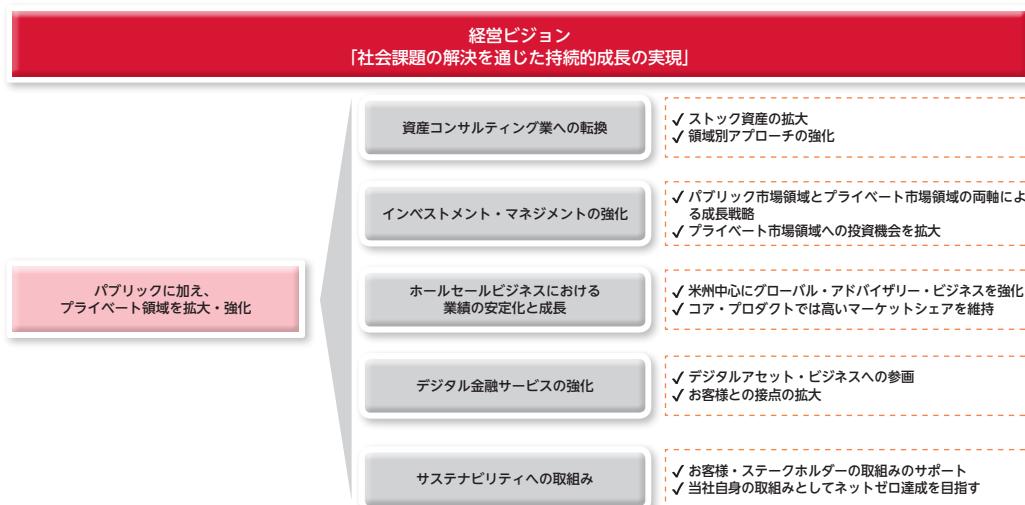
5. 対処すべき課題

野村グループを取り巻く経営環境は大きな変化の只中にあります。引き続き、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいります。また、現状に満足せず、既存ビジネスの拡大とお客様へのさらなる付加価値の提供を目指し、常に新たな取組みも実践します。

(1) 中長期の優先課題

「野村を今立っている場所とは違うところ、次のステージに進める」という考え方のもと、その実現に向けた戦略の一つとして「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を打ち出しました。「顧客基盤の拡大」「商品・サービスの拡充」および「デジタルを活用したデリバリー」、これら3つの軸に関連したさまざまな施策を通して

て、一人ひとりのお客様にカスタマイズされた「プライベート、あなただけのため」のサービス・ソリューションの提供を強化していきます。この戦略に基づき、たとえば、下記のような取組みで成果が見え始めています。なお、ビジネスの各部門の取組みについては、各部門の課題、取組みもご参照ください。



・資産コンサルティング業への転換

国内の個人のお客様に対しては、資産コンサルティング業への転換を進めています。中長期的な観点でお客様にベストと思われる資産コンサルティングをご提供し、お客様が資産を増やすサポートをさせていただき、預り残高を増やすことで結果として私たちがいただくフィー収入を増やすことを目指しています。

お預かりした資産に対し運用管理費用等の手数料を頂戴する投資信託などのストック資産に基づく収入が着実に拡大することで、収益構造の安定化に寄与しています。

多様化するお客様のニーズに的確にお応えするため、お客様の属性に合わせてパートナー（営業担当者）を配置し、各領域におけるソリューションを提供する領域別のアプローチを強化しています。

加えて、職域ビジネスの強化や地域金融機関との包括提携によるアライアンスを通じたビジネスの広がりにより、顧客基盤の拡大を図っています。

・インベストメント・マネジメントの強化

経営戦略として掲げている「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」の一環として、多様化するお客様の運用ニーズに応えることを目的に、2021年4月インベストメント・マネジメント（IM）部門を設立しました。同部門では、伝統的な運用商品を強化・拡大すると同時に、オルタナティブ資産などプライベート領域への投資機会の提供を目指しています。

部門設立以来、国内では未上場株に投資する投資法人や事業承継のための株式取得ファンド（サーチファンド）、私募不動産ファンド、海外ではプライベート・クレジットファンドや森林資源ファンドなど、プライベート領域での投資機会を拡張してきました。また、米国非上場REIT（不動産投資信託）に投資する公募投資信託を設定し、国内の個人投資家にも投資いただいています。幅広いプライベート資産の領域に挑戦し、投資家の方々が投資しやすい環境を整えることが野村の使命と考えています。

・ホールセールビジネスにおける業績の安定化と成長

ホールセールビジネスでは、コア・プロダクトでは高いマーケットシェアを維持しつつ、収益源の多様化を図っています。また、流動性の供給やお客様へのソリューション提供を継続していきます。

M&Aアドバイザリー等の資本負荷の低いオリジネーション・ビジネスについては、米州を起点にグローバルにビジネスを拡大しています。特に、米州では、サステナブル・テクノロジーとインフラ・ストラクチャーの分野において高いプレゼンスを持つ「グリーンテック・キャピタル」を買収し、2020年4月より「ノムラ・グリーンテック」として運営しています。野村が持つグローバルな顧客基盤に対してファイナンス等のソリューションをシームレスに提供していきます。

また、市場変動の影響を受けにくいソリューションビジネスについては、インフラ・ファイナンスやファンド向けファイナンス等のストラクチャード・ファイナンスで実績を積み上げています。

・デジタル金融サービスの強化

デジタル化への取組みは、今後の金融機関の競争力に直結するものであり、お客様へ利便性の高いサービスを提供し、多様化するニーズにお応えするため、引き続きグループ戦略に基づき幅広い取組みを推進していきます。また、デジタル化が進展した世界においても、人材は野村グループの生み出す付加価値の源泉であると捉え、対面と非対面を駆使したコンサルティング能力など、これから時代に求められる資質を備えた人材の育成を強化していきます。加えて、2022年4月には、海外を含む野村グループ内におけるデジタル分野の協業を一層強化するとともに、注力領域のさらなる取組み強化を企図し、「デジタル・カンパニー」を設立しました。デジタル化の推進における個別の取組み状況は下記のとおりです。

【業務の効率化・高度化】

デジタル化による社内業務の自動化・効率化により、より付加価値の高い分析・アドバイザリー業務に注力することができるよう取り組んでいます。また既存サービスを改善することにより、満足度の高いコミュニケーション手法を活用した、当社のサービスの提供を目指しています。

また、当社では、「デジタルIQプログラム」という社員のデジタルに関する知識習得をサポートするオンラインプログラムを実施しており、グループ全体の基礎となるデジタル知識の向上を目指しています。

【顧客接点のデジタル化】

営業部門においては、独自の営業支援システム「リモート相談」を活用しています。また資産管理アプリ「OneStock」、投資情報アプリ「FiNTOS!」などの活用を拡充することで従来十分なアプローチができていなかつた若年層や働く世代のお客様に野村のサービスをお届けするためのプラットフォームを構築していきます。

【デジタルアセット・ビジネスへの参画】

新領域におけるビジネス創出にも取り組んでいます。2022年9月にデジタル・アセット関連のサービスを行う子会社、Laser Digital Holdings AGをスイス連邦に設立しました。セカンダリー・トレーディング、ベンチャー・キャピタル、投資商品の3つの分野にフォーカスし、今後新しいサービスや商品群を段階的にローンチしていくことを目指します。

・サステナビリティへの取組み

企業理念である「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」のもと、当社では、サステナビリティを事業活動そのものと捉え、経営戦略に組み込んだ運営を行っています。組織としても、サステナビリティ推進にかかる戦略等について審議・決定する場として、経営会議メンバーを含む、グループCEOが指名するメンバーから構成されるサステナビリティ委員会を設置しています。チーフ・サステナビリティ・オフィサーは、サステナビリティ委員会における議論をリードし、当社のサステナビリティに関する知見の集約、戦略策定・推進の加速を図っています。

当社では、サステナビリティを、事業活動を通じ、お客様や多様なステークホルダーのサステナビリティへの取組みをサポートするということ、当社自身がサステナブルな存在であるための活動を推進していくこと、という2つの観点で捉え、取組みを進めています。

【事業活動を通じ、お客様や多様なステークホルダーのサステナビリティへの取組みをサポートする取組み】

金融サービスグループとして核となるのは、資金や資本の流れを通じたお客様のサポートです。事業会社や金融機関が発行するグリーンボンドやソーシャルボンドなどの引受けや、M&Aなどの戦略的アドバイザリーサービスの提供、投資対象としてのESG関連ファンドの開発や個人投資家への提供を通じたサステナブルな資金循環の促進といった機能を強化することは、お客様に選んでいただくために重要であると考えています。

加えて、当社が長年培ってきた事業承継のサポート機能や、地方創生や農業・医療分野でのイノベーション推進機能、調査分析の分野における専門性や知見も活かしながら、社会課題解決のためのソリューション提供に、グループとしての総合力、強みを発揮してまいります。

また、野村グループでは、1990年代から20年以上にわたり、小学生から大人まで幅広い世代に金融・経済教育を提供してきました。2022年4月にはその機能を集約・強化し、幅広い世代に一気通貫で金融・経済教育機会を提供す

ることを目的とした「ファイナンシャル・ウェルビーイング室」を新設しています。野村はこれからも社会全体の金融リテラシーの向上に貢献していきます。

【当社自身がサステナブルな存在であるための取組み】

当社は、2030年までに当社の拠点で排出する温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ネットゼロ」を達成すること、および2050年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ達成を目指すことを表明いたしました。その取組みを具体化するため、2021年に国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が発足させた国際的枠組みであるNZBA（ネット・ゼロ・バンキング・アライアンス）に加盟しました。野村グループではそのほかにも多くのイニシアティブに参画しており、今後も引き続き持続可能な環境・社会の実現のための取組みを一層推進してまいります。またサステナビリティの取組みを進めていくうえで必要不可欠な柔軟な発想を生み出すため、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンについての多様な取組みも進めています。

(2) 部門別の課題

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

・営業部門

営業部門においては、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、多くの人々に必要とされる金融機関を目指しております。今後は、資産承継や老後資金の不足に対する不安など、多様化する資産の悩みに的確に応えるため、パートナー（営業担当者）のスキルアップを継続して図るとともに、幅広い商品・サービスの充実に努めます。また多くのお客様にご利用いただけるオンラインサービスの拡充と、コンタクトセンター等を通じたリモートコンサルティング体制の強化を進めてまいります。

・インベストメント・マネジメント部門

インベストメント・マネジメント部門は、広義のアセット・マネジメント・ビジネスにおいて、多様化するお客様の運用ニーズに応える商品・サービスの提供を担っています。株式・債券などの伝統的資産からプライベート・エクイティなどのオルタナティブ資産まで、グループ内の専門性を融合し付加価値を向上させることで、お客様の多様なニーズに対応する高度なサービスとソリューションを提供します。パブリック領域においては、運用能力の強化を通じた運用パフォーマンスの改善や運用戦略の拡張、運用ソリューション提供の高度化を目指します。プライベート領域においては、運用ビジネスのスケール化、不動産やインフラなどリアルアセット運用への進出、日本国外におけるプライベート・アセット運用事業の本格化に取り組んでいます。運用報酬率に下方圧力が継続する中、ビジネスの高付加価値化と適切なコスト管理を追求するとともに、プライベート領域を中心とした成長分野への投資を拡大しています。

・ホールセール部門

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展に加えて、不透明なマーケットおよびマクロ環境などが我々のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、各ビジネスライン、国内外および他部門との連携を強化し、しっかりとリスクコントロールを行ってまいります。ビジネスの領域を広げるとともに成長の見込まれる分野に効率的に財務リソースを活用してまいります。

グローバル・マーケットでは、リスク管理の強化を図りながらお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、ビジネス・ポートフォリオの多角化とグローバル連携の強化を行いストラクチャード・ファイナンスやソリューションビジネス、およびインターナショナルウェルスマネジメントなどの成長分野における収益機会の追求、そしてエクイティビジネスの拡大、フローマクロビジネスの強化

をさらに推し進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、事業環境の変化にともないお客様のビジネス活動やニーズが変化する中、国内外で業界再編・事業再編に関するアドバイザリーや資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューションビジネスの提供に努めてまいります。グローバルにアドバイザリー・ビジネスの拡大に注力するとともに、ノムラ・グリーンテックの知見のさらなる活用、サステナブル・ファイナンスの体制拡充などにより、ESG関連ビジネスへの取組みを強化していきます。

・リスク・マネジメント、コンプライアンスなど

野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定め、それをリスク・アペタイト・ステートメントとして文書化しています。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性の確保および企業価値の向上に努めています。

野村グループでは、リスク・アペタイト・ステートメントにおいて、3つの防衛線による管理体制の下、すべての役職員が自らの役割を認識し、能動的にリスク管理に取り組むことを明記しています。またグループ会社を含む役職員への継続的な研修の実施等を通じ、金融のプロフェッショナルとしてリスクに関する知識を深め、リスクを正しく認識・評価し、管理する企業文化、すなわちリスク・カルチャーの醸成に努めています。

コンプライアンスの観点からは、野村グループがビジネスを展開している各国の法令諸規則を遵守するための管理体制の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理觀を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

また野村グループでは、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が社会規範に沿った行動ができるよう、野村グループの一員として取るべき行動の指針として「野村グループ行動規範」を策定し、研修その他の施策を

通して、行動規範に基づく適正な行為（以下「コンダクト」）を推進する取組みを日々進めております。毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」では、全社で過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする取組みとして、過去の不祥事を振り返ったうえでの適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。行動規範は、刻々と変化する社会の要請に継続して応えていくため、私たちの考え方が社会の常識から離れていないか常に見つめ直し、定期的に見直すこととしています。

以上の課題に対処し、解決することを通じて、金融・資本市場の安定とさらなる発展とともに、野村グループの持続的な成長に尽力してまいります。

■ 6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中心とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、引受けおよび売出し、募集および売出しの取扱い、私募の取扱い、自己資金投資業、アセットマネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業は、営業部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成されております。

今後も、多様化するお客様のニーズにお応えするため、これまで当社が主に取り扱ってきた、上場株式や社債といったパブリックな市場における商品に加え、プライベート・エクイティや私募債といったプライベート領域の商品やサービスにも注力していきます。これらを通じて、お客様に提供できるサービスのラインナップを拡大していきます。

■ 7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）

野村證券株式会社 本支店および営業所（計116店）

東京都 19店 関東地方（東京都を除く） 27店 北海道地方 5店 東北地方 9店

北陸地方 4店 中部地方 14店 近畿地方 17店 中国地方 7店

四国地方 3店 九州・沖縄地方 11店

野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）

野村信託銀行株式会社（東京）

野村プロパティーズ株式会社（東京）

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ株式会社（東京）

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（アメリカ・ニューヨーク市）

ノムラ・インターナショナルPLC（イギリス・ロンドン市）

ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットIncorporated（アメリカ・ニューヨーク市）

(3) 使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末比増減（人）
26,775	190（増）

（注）1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。
2. 使用人数は就業人員数であります。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	事業内容
野村證券株式会社	東京都中央区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	500億円	100%	銀行業、信託業
野村プロパティーズ株式会社	東京都中央区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東京都千代田区	1,767億75百万円	100%	金融業
野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	東京都中央区	10百万円	100%	持株会社
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	75億5,725万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億米ドル	100%*	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	18億1,349万米ドル	100%*	持株会社
インスティネットIncorporated	アメリカ・ニューヨーク市	13億5,244万米ドル	100%*	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	33億9,132万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	32億4,122万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・インターナショナル(香港)LIMITED	香港	1,878億11百万円	100%*	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%*	証券業、金融業

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社（主にアメリカを所在地とする会社）につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。
 2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,432社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、14社となりました。

8. 主要な借入先の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三井住友銀行	長期借入金	411,995百万円
株式会社みずほ銀行	長期借入金	411,873百万円
株式会社三菱UFJ銀行	長期借入金	396,840百万円
株式会社りそな銀行	長期借入金	53,938百万円
株式会社SBI新生銀行	長期借入金	34,577百万円
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	200,052百万円
株式会社千葉銀行	長期借入金	56,040百万円
株式会社八十二銀行	長期借入金	51,615百万円
株式会社静岡銀行	長期借入金	35,990百万円
株式会社横浜銀行	長期借入金	35,282百万円
農林中央金庫	長期借入金	159,846百万円
明治安田生命保険相互会社	長期借入金	36,598百万円

■ 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉るために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

2024年3月期以降の配当については、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向40%以上とすることを重要な指標のひとつとする方針に変更をいたしました。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

(当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2022年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり5円をお支払いいたしました。2023年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり12円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき17円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)
2022年11月2日 取締役会	2022年9月30日	15,008	5.00
2023年4月26日 取締役会	2023年3月31日	36,049	12.00

■ 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）が実施したNRI普通株式の売出しに際し、売出人として参加し、2022年12月5日に当社が保有していたNRI普通株式13,000,000株を37,528百万円にて売却いたしました。なお、NRIは引き続き当社の持分法適用関連会社となります。

II 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,233,562,601株

3. 株主数 365,121名

4. 上位10名の株主

株主名	持株数および持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 % 538,507 17.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	180,999 6.02
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	69,669 2.31
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	51,586 1.71
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	41,664 1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385781	40,033 1.33
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITORY BANK FOR DR HOLDERS	38,182 1.27
野村グループ従業員持株会	34,063 1.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	31,828 1.05
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	31,570 1.05

(注) 1. 当社は、2023年3月31日現在、自己株式を229,510千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

■ 5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式	50,016,744株
取得価額の総額	24,727,656千円
うち、取締役会決議により買い受けた株式	
普通株式	50,000,000株
取得価額の総額	24,719,192千円

買受けを必要とした理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 処分した株式

普通株式	35,900,383株
処分価額の総額	18,508,813千円

(3) 当事業年度末日における保有株式

普通株式	229,510,828株
------	--------------

■ 6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

地 位	株式の種類および数	交付された者の人数
取締役および執行役（社外取締役を除く）	当社普通株式 169,716株	9名

■ 7. その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしました。

(1) 理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 取得する株式の種類および総数

普通株式 3,500万株（上限）

(3) 取得価額の総額

200億円（上限）

(4) 取得期間

2023年5月16日から2024年3月29日

(5) 取得方法

信託方式による市場買付け

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、自己株式の消却について決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類

普通株式

(2) 消却する株式の総数

70,000,000株

(3) 消却予定日

2023年6月1日

III 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2023年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
永井 浩二	取締役会長 指名委員 報酬委員	野村證券株式会社取締役会長（＊1）
奥田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	野村證券株式会社代表取締役社長（＊1）
寺口 智之	取締役 代表執行役副社長	野村證券株式会社代表取締役副社長（＊1）
小川 祥司	取締役 監査委員（常勤） リスク委員	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社監査役（＊1） Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊1） Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊1）
石村 和彦	社外取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者 株式会社リコー社外取締役
高原 豪久	社外取締役 指名委員 報酬委員	ユニ・チャーム株式会社代表取締役社長執行役員 カルビー株式会社社外取締役（＊2）
島崎 憲明	社外取締役 監査委員（委員長） リスク委員	株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役（＊1）
園 マリ	社外取締役 監査委員	学校法人早稲田大学監事
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	社外取締役 リスク委員（委員長）	Navient Corporation インディペンデント・ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊1） Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊1） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊1） Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター（＊1）
Victor Chu [ビクター・チュー]	社外取締役 監査委員 リスク委員	First Eastern Investment Group (第一東方投資集団) チェアマン兼CEO Grand Harbour Marina PLC ノン・エグゼクティブ・ディレクター University College London チェア・オブ・カウンシル International Business Council of the World Economic Forum 共同議長 Airbus SE インディペンデント・ディレクター
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	社外取締役 リスク委員	Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター Digital Dollar Project プリンシパル Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊1） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊1）
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	社外取締役 リスク委員	Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) ・シニア・リサーチ・スクラー ・MPA Program in Economic Policy Management ディレクター ・Central Banking and Financial Policy ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊1）

- (注) 1. 取締役 石村和彦、高原豪久、島崎憲明、園マリ、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher GiancarloおよびPatricia Mosserは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査委員（委員長）である取締役 島崎憲明は米国企業改革法に基づく財務専門家であり、また、監査委員である取締役 園マリは公認会計士であり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 小川祥司を常勤の監査委員として選定しております。
4. *1の記載がある会社は当社の100%子会社（間接所有を含む。）です。
5. *2の記載のある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもの、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。
6. 社外取締役の兼職先（*1を除く。）と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、取締役 小川祥司、石村和彦、高原豪久、島崎憲明、園マリ、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher GiancarloおよびPatricia Mosserと会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
8. 2023年4月1日付で、取締役 寺口智之は野村證券株式会社取締役副会長に就任いたしました。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員の活動の状況)

氏名	主な活動状況
石村和彦	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会8回および報酬委員会7回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
高原豪久	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会8回および報酬委員会7回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
島崎憲明	当事業年度に開催された取締役会11回、監査委員会15回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者および国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
園マリ	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会15回のすべてに出席し適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、企業会計の専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Victor Chu [ビクター・チュー]	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回およびリスク委員会5回のうち4回、ならびに監査委員に就任後当事業年度に開催された監査委員会10回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者ならびに法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回およびリスク委員会5回のうち4回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年のエコノミスト、セントラル・バンカーおよび学者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

(注) 上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、各人の経験や知見等を活かし、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況（2023年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
奥田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	「1. 取締役の状況」参照
寺口智之	取締役 代表執行役副社長	「1. 取締役の状況」参照
飯山俊康	執行役 政策・規制エンゲージメント担当 中国委員会主席兼 健康経営推進最高責任者（CHO）	野村證券株式会社代表取締役副社長
北村巧	執行役 財務統括責任者（CFO）兼IR担当	野村證券株式会社取締役専務 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社取締役
加藤壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者（CRO） (ニューヨーク駐在)	野村證券株式会社取締役常務 Nomura Holding America Inc. ディレクター
稻井田洋右	執行役 コンプライアンス統括責任者（CCO）	野村證券株式会社常務（執行役員） 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社取締役
大塚徹	執行役 グループ戦略統括責任者（CSO）	野村證券株式会社取締役常務 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社代表取締役
Christopher Willcox [クリストファー・ウィルコックス]	執行役 ホールセール部門長 (ニューヨーク駐在)	Nomura Holding America Inc. ディレクター
(注) 1. 2022年10月1日付で、Christopher Willcoxが執行役に就任しております。 2. 2023年3月31日付で、執行役、寺口智之は執行役を退任いたしました。 3. 2023年4月1日付で、中島豊が執行役に就任しております。		
(ご参考) 2023年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。		
奥田 健太郎	代表執行役社長 グループCEO	加藤 壮太郎 執行役 リスク管理統括責任者（CRO）(ニューヨーク駐在)
中島 豊	代表執行役副社長	稻井田 洋右 執行役 コンプライアンス統括責任者（CCO）
飯山 俊康	執行役副社長 チーフ・オブ・スタッフ	大塚 彻 執行役 企画・戦略統括
北村 巧	執行役 財務統括責任者（CFO）兼IR担当	Christopher Willcox 執行役 ホールセール部門長（ニューヨーク駐在） [クリストファー・ウィルコックス]

4. 役員等賠償責任保険契約

当社は、当社およびその子会社等の取締役、執行役、執行役員、監査役および幹部社員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。

5. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

役員区分	人数(注1)	ベースサラリー等(注2,3)	業績運動報酬等(注4)	非金銭報酬等(注5)	計
取締役 (うち、社外)	10名 (8名)	354百万円 (197百万円)	80百万円 (-)	65百万円 (-)	499百万円 (197百万円)
執行役	8名	516百万円	688百万円	577百万円	1,781百万円
合計	18名	871百万円	768百万円	641百万円	2,280百万円

- (注) 1. 上記人数には、2022年10月に就任した執行役1名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役10名、執行役8名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。
2. ベースサラリー等の額871百万円には、ベースサラリーのほか、その他の報酬（通勤定期券代等）として支給された報酬25万円が含まれております。
3. ベースサラリー等のほかに、執行役に対して社宅関連費用（社宅課税額および課税調整額等）として16百万円を支給しております。
4. 年次賞与のうち、当事業年度終了後に現金により支給する金額を示しております。
5. 当事業年度以前に付与された繰延報酬（RSU、ストック・オプション等）のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。
6. 上記のほか、当事業年度において、社外取締役に対し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計68百万円支給しております。

6. 業績運動報酬等に関する事項

(1) 業績運動報酬等としての年次賞与

当社においては、ベースサラリー、年次賞与および長期インセンティブプランで構成される取締役および執行役の報酬等のうち、年次賞与を業績運動報酬等として支給しております。年次賞与については、原則として半額を当事業年度終了後に現金により支給し、残る半額を翌事業年度以降に繰延報酬として複数年にかけて均等に分割して支給しております。

(2) 年次賞与の算定に用いる業績指標

取締役および執行役の年次賞与の決定にあたっては、当社グループの経営ビジョン・ビジネス戦略との整合性を担保するため、当社グループの最重要指標として設定している株主資本利益率（ROE）に基づき年次賞与の基礎額を算定する際に用いる業績指標として選定しております。

(3) 年次賞与の算定方法

＜算定方法の概要＞

取締役および執行役の年次賞与の算定にあたっては、職位に応じて異なる算定方法を適用しております。

＜職位別の具体的な算定方法＞

- 代表執行役社長グループCEOについては、当社グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、ROEのターゲット値に対する実績値に基づき、年次賞与の基礎額を算定いたします。これに、国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性評価等を必要に応じて勘案し、年次賞与とベースサラリーを含む総報酬額（TC：Total Compensation）を決定しております。
- その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外のそれぞれの報酬規制・水準などを加味し、定性的な要素も考慮のうえ、年次賞与とTCを決定しております。

<本事業年度の年次賞与の算定に用いた業績指標に関する実績値>

業 績 指 標	ターゲット値	当事業年度実績
ROE	8.0%	3.1%

7. 非金銭報酬等に関する事項

(1) 非金銭報酬等としての繰延報酬（株式関連報酬）

当社においては、取締役および執行役の年次賞与の半額を繰延報酬としており、支給にあたっては、原則として、非金銭報酬等に該当する株式関連報酬（RSUおよびファンтом・ストックプラン）を用いております。

(2) 現在の株式関連報酬プログラム

現在の株式関連報酬プログラムは下表のとおりです。

種 類	概 要
譲渡制限 株式ユニット (RSU)	<ul style="list-style-type: none">・1 ユニット当たり当社普通株式 1 株を株式報酬として支給します。・繰延期間は原則として 3 年としております。・2018年3月期に対応する繰延報酬より導入しております。・原則として毎年5月に付与いたします。
ファンтом・ ストックプラン	<ul style="list-style-type: none">・当社の株価に連動する現金決済型の報酬制度です。・RSU同様、繰延期間は原則として 3 年としております。・2018年3月期に対応する繰延報酬からはRSUの適用を原則としているため、同期以降は補助的な位置付けとして運用しております。・RSU同様、原則として毎年5月に付与いたします。

上記のとおり、2018年3月期よりRSUを繰延報酬の基本的な支給方法として導入し、従来のストック・オプション等を代替しております。

(3) 繰延報酬を株式関連報酬として支給することによる効果

繰延報酬を株式関連報酬として支給することにより、報酬の経済的価値が当社の株価にリンクされ、一定の受給資格確定期間が設けられること等によって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利益の一一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に、株価の上昇により受給時の繰延報酬の経済的価値が増大し得る機会を与えることによる中期インセンティブ（※）、およびリテンション
- （※）株式関連報酬のうち、RSUを繰延報酬の基本的な支給方法としたことにともない、原則として、付与された事業年度の翌事業年度から3年間の繰延期間にわたって、現金ではなく、当社株式を支給することとなります。支給株式数は付与の時点における当社の株価に基づき決定されていることから、当社の株価が上昇することにより、繰延報酬は受給時の経済的価値が増大することとなります。なお、株価の上昇には、企業価値の増大が反映されることから、取締役および執行役にとっての中期インセンティブに加え株主との利益の一一致等も図られることとなります。
- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進

(4) 繰延報酬に定めるクローバック

繰延報酬の付与にあたっては、自己都合による退任、財務諸表の重大な修正、当社グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、減額、没収または支給後の返還の対象となることを定めております（いわゆる「クローバック条項」を含む個別契約を締結）。

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、当社グループにおける繰延報酬については、FSB（金融安定理事会）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の推奨に基づき、繰延期間を原則として翌事業年度以降から3年以上としております。

8. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、毎期、報酬委員会において、その妥当性を審議した上で決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループ人材（当社の取締役および執行役を含め、野村グループのすべての役職員をいう。以下同じ。）に対する報酬の基本方針として、「野村グループの報酬の基本方針」（以下「本基本方針」）を以下のとおり定める。

報酬のガバナンス

当社は指名委員会等設置会社であり、会社法の定めるところにより、その過半を社外取締役とする委員で構成される独立性の高い報酬委員会を設置している。報酬委員会は、本基本方針および「野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、これらの方針に従い、当社の取締役および執行役の個人別の報酬の内容を審議・決定する。当社の取締役および執行役以外の野村グループの役職員の報酬に関する各種方針および報酬総額等は、経営会議から人事・報酬に関する一定の権限を委任され、代表執行役社長グループCEOを委員長、財務統括責任者およびリスク管理統括責任者等を委員とする「人事委員会」が、各地域における人事・報酬に関する委員会等と連携のうえ、これを審議・決定する。

野村グループ人材に対する報酬のあり方

野村グループは、「野村グループ企業理念」における「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命を果たすうえで、人材こそが最も重要であると認識している。

野村グループ人材に対する報酬は、野村グループの持続的な成長の実現と中長期的な企業価値の向上および健全かつ効果的なリスク管理を達成しつつ、株主との利益の一致を実現することを目的として設計する。また、報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味したものとする。

①持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

野村グループ人材に対する報酬は、企業理念の実現、「野村グループ行動規範」に沿った企業文化・行動の促進およびより広範な「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への幅広い取組みに資するものとする。

また、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すものとする。

②健全かつ効果的なリスク管理

野村グループは、適切なリスク・アペタイトを設定のうえ健全かつ効果的なリスク管理態勢を構築し、報酬を決定する際に参考する主要なビジネスの業績の測定基準および指標について各ビジネスにおける財務および非財務リスクの多寡に応じて調整を行う。また、これらの定量的な要因に加え、最終的な報酬額の決定および減額に際しては、コンダクト、コンプライアンス、職業倫理および企業理念といった定性的な要因を重視する。

③株主との利益の一一致

一定以上の報酬を受け取る野村グループ人材については、その報酬の一部を、当社の株式に連動し、かつ適切な繰延期間を設けた株式関連報酬等とすることで、株主との利益の一一致を図る。

また、株式関連報酬等の付与にあたっては、財務諸表の重大な修正、野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、株式関連報酬等が減額、停止、権利喪失または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

本基本方針の改廃

本基本方針の改廃は、報酬委員会の決議による。

(3) 取締役および執行役にかかる報酬の方針

上記の野村グループの報酬の基本方針を受けて、取締役および執行役にかかる報酬の方針を以下のとおり定めております。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

(1) ベースサラリー

- ・ ベースサラリーは、各取締役・執行役の経験・職歴および職位ならびに関連する業界の水準等を参考に、現金による固定報酬額として決定する。
- ・ 執行役については、ベースサラリーの一部を株式関連報酬により支払う場合がある。この場合、株式関連報酬に一定の繰延期間を設けることにより、適切な中期インセンティブを付与するとともに、株主との利益の一致を図るものとする。

(2) 年次賞与

- ・ 年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・ 年次賞与の支払いにおいては、一定の割合を将来に繰延べることを原則とする。
- ・ 代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、野村グループ経営上の最重要指標の実績値に基づき年次賞与の基礎額を算定し、これに国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素も考慮して、年次賞与を決定する。
- ・ その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し、定性的な要素も考慮のうえ、年次賞与を決定する。
- ・ 監査委員である常勤取締役および社外取締役については、業務執行からの独立性を維持・担保する観点から、年次賞与の対象外とする。
- ・ 中期インセンティブ
年次賞与のうち一定の割合を、所定の繰延期間を設けた株式関連報酬により支払うことを原則とする。これにより、適切な中期インセンティブを付与するとともに、株主との利益の一致を図ることとする。
- ・ クローバック
繰延報酬については、自己都合での退任、財務諸表の重大な修正、野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、減額、停止、権利喪失または支給後の返還の対象となることがある。

(3) 長期インセンティブプラン

- ・ 業績等に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・ 長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払形態としては、株主との長期的な利益の一致を図るために、所定の繰延期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

(4) 当該事業年度にかかる取締役および執行役の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当期においては、報酬委員会を7回開催し、以下のとおり検討を重ねてまいりました。

開催日	決議・討議の概要	委員の出席状況
2022年4月26日	決議：2022年3月期の役員賞与案について	全員出席
2022年6月20日	決議：取締役会の招集権を有する取締役の選定について ：委員会の職務執行状況を取締役会に報告する取締役の選定について ：野村グループの報酬の基本方針および野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針について ：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について ：取締役および執行役に本年度付与するRSU（譲渡制限株式ユニット）について	(同上)
2022年9月26日	決議：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について 討議：グループCEOの報酬水準について	(同上)
2022年12月6日	討議：役員報酬水準について	(同上)
2023年2月15日	討議：役員報酬の決定方針見直しについて	(同上)
2023年3月1日	報告：社外取締役の子会社アドバイザー就任について	(同上)
2023年3月31日	決議：取締役および執行役の2023年4月以降のベースサラリーについて 討議：役員報酬の決定方法見直しについて	(同上)

かかる審議等を経て、報酬委員会は、2023年3月期にかかる役員報酬は、報酬の方針に沿ったものであり、かつ、妥当であるものと判断しております。また、審議内容は取締役会にも報告しております。

IV 会計監査人に関する事項

1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項目	支払額
(1) 報酬等の額	801百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,321百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積もりの算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法第202条等に基づく事前承認手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

第119期末連結貸借対照表

(前期数値はご参考)

(単位：百万円)

科 目	前 期 (2022年3月31日)	当 期 (2023年3月31日)	科 目	前 期 (2022年3月31日)	当 期 (2023年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 ・ 預 金	4,063,511	4,521,247	短 期 借 入	1,050,141	1,008,541
現 金 お よ び 現 金 同 等 物	3,316,238	3,820,685	支 払 債 務 お よ び 受 入 預 金	4,920,365	5,297,469
定 期 預 金	320,754	409,082	顧 客 に 対 す る 支 払 債 務	1,522,961	1,359,948
取引所預託金およびその他の顧客分別金	426,519	291,480	顧 客 以 外 に 対 す る 支 払 債 務	1,636,725	1,799,585
貸 付 金 お よ び 受 取 債 権	5,000,702	5,207,194	受 入 銀 行 預 金	1,760,679	2,137,936
貸 付 金	3,579,727	4,013,852	担 保 付 調 達	14,538,198	16,108,948
顧 客 に 対 す る 受 取 債 権	417,661	379,911	買 戻 条 件 付 売 却 有 価 証 券	12,574,556	14,217,966
顧 客 以 外 に 対 す る 受 取 債 権	1,069,660	819,263	貸 付 有 価 証 券 担 保 金	1,567,351	1,556,663
貸 倒 引 当 金	△66,346	△5,832	そ の 他 の 担 保 付 借 入	396,291	334,319
担 保 付 契 約	16,876,441	18,117,499	ト レ ー デ イ ン グ 負 債	9,652,118	10,557,971
売 戻 条 件 付 買 入 有 価 証 券	11,879,312	13,834,460	そ の 他 の 負 債	1,020,225	1,175,521
借 入 有 価 証 券 担 保 金	4,997,129	4,283,039	長 期 借 入	9,258,306	10,399,210
ト レ ー デ イ ン グ 資 産 お よ び プ ラ イ ベ ー ト エ ク イ テ ィ ・ デ ッ ツ 投 資	15,296,010	17,609,333	負 債 合 計	40,439,353	44,547,660
ト レ ー デ イ ン グ 資 産	15,230,817	17,509,934	コ ミ ッ ツ メ ン ト お よ び 偶 発 事 象		
プ ラ イ ベ ー ト エ ク イ テ ィ ・ デ ッ ツ 投 資	65,193	99,399	(資 本 の 部)		
そ の 他 の 資 産	2,175,492	2,316,529	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備 (2022年3月31日現在426,081百万円 2023年3月31日現在459,954百万円 の減価償却累計額控除後)	419,047	464,316	授 権 株 式 数	6,000,000,000株	
ト レ ー デ イ ン グ 目 的 以 外 の 負 債 証 券	484,681	337,361	発 行 済 株 式 数		
投 資 持 分 証 券	133,897	97,660	2022年3月31日現在	3,233,562,601株	
関連会社に対する投資および貸付金	364,281	402,485	2023年3月31日現在	3,233,562,601株	
そ の 他	773,586	1,014,707	発 行 済 株 式 数 (自 己 株 式 控 除 後)		
			2022年3月31日現在	3,017,804,012株	
			2023年3月31日現在	3,003,679,324株	
資 产 合 计	43,412,156	47,771,802	資 本 剰 余 金	697,507	707,189
			利 益 剰 余 金	1,606,987	1,647,005
			累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	127,973	318,454
			自 己 株 式 (取 得 価 額)	△112,355	△118,574
			自 己 株 式 数		
			2022年3月31日現在	215,758,589株	
			2023年3月31日現在	229,883,277株	
			当 社 株 主 資 本 合 計	2,914,605	3,148,567
			非 支 配 持 分	58,198	75,575
			資 本 合 計	2,972,803	3,224,142
			負 債 ・ 資 本 合 計	43,412,156	47,771,802

第119期連結損益計算書

(前期数値はご参考)

科 目		前 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	当 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
委託・投信募集手数料		332,344	279,857
投資銀行業務手数料		149,603	113,208
アセットマネジメント業務手数料		269,985	271,684
トレーディング損益		368,799	563,269
プライベートエクイティ・デット投資関連損益		30,768	14,504
金融収益		284,222	1,114,690
投資持分証券関連損益		5,446	△1,426
その他の		152,832	130,940
収 益 合 計		1,593,999	2,486,726
金融費用		230,109	1,151,149
収益合計(金融費用控除後)		1,363,890	1,335,577
人件費		529,506	605,787
支払手数料		105,204	119,237
情報・通信関連費用		184,319	209,537
不動産関係費用		69,742	66,857
事業促進費用		15,641	22,636
その他の		232,855	162,049
金融費用以外の費用計		1,137,267	1,186,103
税引前当期純利益		226,623	149,474
法人所得税等		80,090	57,798
当期純利益		146,533	91,676
差引：非支配持分に帰属する当期純利益(△損失)		3,537	△1,110
当社株主に帰属する当期純利益		142,996	92,786

第119期連結資本勘定変動表

(前期数値はご参考)

科 目		前 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	当 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
資 期 本 首 末 残 高	資 期 本 首 末 残 高	594,493	594,493
資 期 本 首 末 残 高	資 期 本 首 末 残 高	594,493	594,493
資 期 本 首 末 残 高	資 期 本 首 末 残 高	696,122	697,507
資 期 本 首 末 残 高	資 期 本 首 末 残 高	1,421	9,411
資 期 本 首 末 残 高	資 期 本 首 末 残 高	—	287
資 期 本 首 末 残 高	資 期 本 首 末 残 高	△36	△16
資 期 本 首 末 残 高	資 期 本 首 末 残 高	697,507	707,189
利 期 本 首 末 残 高	利 期 本 首 末 残 高	1,533,713	1,606,987
利 期 本 首 末 残 高	利 期 本 首 末 残 高	142,996	92,786
利 期 本 首 末 残 高	利 期 本 首 末 残 高	△67,007	△51,050
利 期 本 首 末 残 高	利 期 本 首 末 残 高	△2,715	△1,718
利 期 本 首 末 残 高	利 期 本 首 末 残 高	1,606,987	1,647,005
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益		
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	18,316	136,912
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	118,596	105,855
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	136,912	242,767
確 定 期 本 首 末 残 高	確 定 期 本 首 末 残 高	△43,477	△43,803
確 定 期 本 首 末 残 高	確 定 期 本 首 末 残 高	△326	11,629
確 定 期 本 首 末 残 高	確 定 期 本 首 末 残 高	△43,803	△32,174
自 己 期 本 首 末 残 高	自 己 期 本 首 末 残 高	△12,983	34,864
自 己 期 本 首 末 残 高	自 己 期 本 首 末 残 高	47,847	72,997
自 己 期 本 首 末 残 高	自 己 期 本 首 末 残 高	34,864	107,861
自 己 期 本 首 末 残 高	自 己 期 本 首 末 残 高	127,973	318,454
自 己 期 本 首 末 残 高	自 己 期 本 首 末 残 高	△91,246	△112,355
自 己 期 本 首 末 残 高	自 己 期 本 首 末 残 高	△39,650	△24,728
自 己 期 本 首 末 残 高	自 己 期 本 首 末 残 高	0	0
自 己 期 本 首 末 残 高	自 己 期 本 首 末 残 高	18,541	18,509
自 己 期 本 首 末 残 高	自 己 期 本 首 末 残 高	△112,355	△118,574
当 社 株 主 資 本 合 計	当 社 株 主 資 本 合 計	2,914,605	3,148,567
非 支 配 持 分	非 支 配 持 分	61,513	58,198
非 支 配 持 分	非 支 配 持 分	△1,421	△3,277
非 支 配 持 分	非 支 配 持 分	3,537	△1,110
非 支 配 持 分	非 支 配 持 分	2,926	1,058
非 支 配 持 分	非 支 配 持 分	1,307	△301
非 支 配 持 分	非 支 配 持 分	△9,664	21,007
資 期 本 首 末 残 高	資 期 本 首 末 残 高	58,198	75,575
資 期 本 首 末 残 高	資 期 本 首 末 残 高	2,972,803	3,224,142

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 松村洋季
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 湯原尚
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 萩田俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎憲明

監査委員 園マリ

監査委員 Victor Chu

監査委員 小川祥司

(注) 島崎憲明、園マリおよびVictor Chuは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第119期末貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,961,589	流動負債	2,110,267
現金および預金	180,977	短期借入金	1,809,104
金銭の信託	42	1年内償還予定の社債	100,000
短期貸付金	3,428,327	貸借取引担保金	55,140
未収入金	54,346	未払法人税等	4
未収還付法人税等	38,898	賞与引当金	68,566
その他の	258,999	その他の	77,454
固定資産	5,553,090	固定負債	4,826,310
有形固定資産	26,182	社債	2,705,500
建物	7,615	長期借入金	1,936,894
器具備品	10,469	その他の	183,916
土地	210	負債合計	6,936,577
建設仮勘定	7,889	純資産の部	
無形固定資産	78,830	科目	金額
ソフトウエア	78,830	株主資本	2,661,670
その他の	0	資本金	594,493
投資その他の資産	5,448,078	資本剰余金	559,676
投資有価証券	102,041	資本準備金	559,676
関係会社株式	2,523,732	利益剰余金	1,625,878
その他の関係会社有価証券	48,471	利益準備金	81,858
関係会社長期貸付金	2,678,999	その他利益剰余金	1,544,020
長期差入保証金	21,801	繰越利益剰余金	1,544,020
繰延税金資産	62,838	自己株式	△118,377
その他の	10,218	評価・換算差額等	△85,930
貸倒引当金	△23	その他有価証券評価差額金	40,198
		繰延ヘッジ損益	△126,128
		新株予約権	2,363
		純資産合計	2,578,102
資産合計	9,514,679	負債・純資産合計	9,514,679

第119期損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

科 目		金額
営業収益		472,321
資産運用料		108,679
不動産賃貸収入		28,663
商標使用料		34,185
関係会社受取配当金		150,651
関係会社貸付金利息		134,746
その他の売上高		15,397
営業費用		358,750
人件費		53,739
不動産関係費用		40,864
事務費		74,517
減価償却費		30,005
租税公課		2,600
その他の経費		8,172
金融費用		148,853
営業利益		113,572
営業外収益		16,144
営業外費用		7,753
経常利益		121,963
特別利益		82,118
関係会社清算益		12,659
関係会社株式売却益		40,575
投資有価証券売却益		28,120
新株予約権戻入益		764
特別損失		8,348
投資有価証券売却損		107
投資有価証券評価損		227
関係会社株式評価損		7,573
固定資産除売却損		441
税引前当期純利益		195,734
法人税、住民税および事業税		△8,775
法人税等調整額		30,244
当期純利益		174,264

第119期株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
株 主 資 本				
資 本	本 金			
当 期	首 残 高	594,493		
当 期	末 残 高		594,493	
資 本	剩 余 金			
資 本	本 準 備 金			
当 期	首 残 高	559,676		
当 期	末 残 高		559,676	
資 本	剩 余 金 合 計	559,676		
当 期	首 残 高	559,676		
当 期	末 残 高		559,676	
利 益	剩 余 金			
利 益	本 準 備 金			
当 期	首 残 高	81,858		
当 期	末 残 高		81,858	
そ の 他	利 益 剩 余 金			
継 越 利 益	剩 余 金			
当 期	首 残 高	1,427,897		
当 期	变 動 額			
剩 余 金 の 配 当		△57,262		
当 期	純 利 益	174,264		
自 己 株 式 の 处 分		△879		
当 期	变 動 額 合 計	116,123		
当 期	末 残 高		1,544,020	
利 益	剩 余 金 合 計			
当 期	首 残 高	1,509,755		
当 期	变 動 額			
剩 余 金 の 配 当		△57,262		
当 期	純 利 益	174,264		
自 己 株 式 の 处 分		△879		
当 期	变 動 額 合 計	116,123		
当 期	末 残 高		1,625,878	
自 己 株 式				
当 期	首 残 高	△112,159		
当 期	变 動 額			
自 己 株 式 の 取 得		△24,728		
自 己 株 式 の 处 分		18,509		
当 期	变 動 額 合 計	△6,219		
当 期	末 残 高		△118,377	

科 目				金 額
株 主 資 本	合 計			
当 期	首 残 高	2,551,766		
当 期	变 動 額	△57,262		
当 期	純 利 益	174,264		
自 己 株 式 の 取 得		△24,728		
自 己 株 式 の 处 分		17,630		
当 期	变 動 額	109,904		
当 期	末 残 高		2,661,670	
評 価 ・ 換 算 差 額 等				
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				
当 期	首 残 高	59,899		
当 期	变 動 額	△19,700		
当 期	变 動 額 合 計	△19,700		
当 期	末 残 高	40,198		
継 延 へ ッ ジ 損 益				
当 期	首 残 高	△70,833		
当 期	变 動 額	△55,296		
当 期	变 動 額 合 計	△55,296		
当 期	末 残 高	△126,128		
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計				
当 期	首 残 高	△10,934		
当 期	变 動 額	△74,996		
当 期	变 動 額 合 計	△74,996		
当 期	末 残 高	△85,930		
新 株 予 約 権				
当 期	首 残 高	5,361		
当 期	变 動 額	△2,998		
当 期	变 動 額 合 計	△2,998		
当 期	末 残 高	2,363		
純 資 產 合 計				
当 期	首 残 高	2,546,193		
当 期	变 動 額	△57,262		
当 期	純 利 益	174,264		
自 己 株 式 の 取 得		△24,728		
自 己 株 式 の 处 分		17,630		
当 期	变 動 額	△77,995		
当 期	变 動 額 合 計	31,910		
当 期	末 残 高		2,578,102	

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村洋季
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原尚
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林慎一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萩田俊郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示する

ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役員、監査等委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎憲明

監査委員 園マリ

監査委員 Victor Chu

監査委員 小川祥司

(注) 島崎憲明、園マリおよびVictor Chuは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

コーポレート・スローガン
目指すのは、"今"以上の"未来"。

野村グループ企業理念

《社会的使命》

豊かな社会の創造

金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する

《会社のあるべき姿》

お客様に選ばれるパートナー

最も信頼できるパートナーとしてお客様に選ばれる
金融サービスグループ

《わたしたち一人ひとりの価値観》

挑戦

変化を尊重し、成長への情熱と勇気を持って挑戦を続ける

協働

新たな価値を生み出すために、多様性を尊重し、
組織や立場を超えて協働する

誠実

高い倫理観のもと、正しい行動をとる誠実さと信念を持つ

株主総会会場のご案内・株主メモ

グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」
東京都港区台場二丁目6番1号
TEL : 03-5500-6711 (代表)



※駐車場はご用意しておりません。公共交通機関をご利用ください。
※お土産はご用意しておりませんので予めご了承ください。

第119期 期末配当金のお支払いについて

第119期 期末（2023年3月31日基準）配当金につきましては、2023年6月1日（木）より1株につき12円のお支払いを開始いたします。「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は**2023年7月7日（金）**までに最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

株式事務のご案内

- 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会：毎年6月中に開催
- 株主名簿管理人および特別口座管理機関
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711
- 株主総会に関するお問い合わせ先
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-13-1
野村ホールディングス株式会社 グループ総務部
電話 03-5255-1000 (代表)

※株主様の各種お手続き（住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など）については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。

※特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、左記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shareholders/sstep.html>

野村 株式等に関するお手続き

検索



第119回定時株主総会

電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項 (交付書面省略事項)

① 新株予約権等に関する事項	1
② 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容 および当該体制の運用状況の概要	3
③ 連結計算書類の連結注記表	12
④ 計算書類の個別注記表	36

上記事項につきましては、法令および当社定款第25条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

① 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第65回	2015. 6. 5	1,116個	111,600株	2018. 4.20～2023. 4.19	1円
第70回	2016. 6. 7	1,739個	173,900株	2018. 4.20～2023. 4.19	1円
第71回	2016. 6. 7	9,362個	936,200株	2019. 4.20～2024. 4.19	1円
第74回	2016.11.11	23,644個	2,364,400株	2018.11.11～2023.11.10	593円
第75回	2017. 6. 9	1,892個	189,200株	2018. 4.20～2023. 4.19	1円
第76回	2017. 6. 9	6,970個	697,000株	2019. 4.20～2024. 4.19	1円
第77回	2017. 6. 9	10,059個	1,005,900株	2020. 4.20～2025. 4.19	1円
第78回	2017. 6. 9	2,625個	262,500株	2021. 4.20～2026. 4.19	1円
第79回	2017. 6. 9	3,743個	374,300株	2022. 4.20～2027. 4.19	1円
第80回	2017. 6. 9	1,362個	136,200株	2023. 4.20～2028. 4.19	1円
第81回	2017. 6. 9	1,362個	136,200株	2024. 4.20～2029. 4.19	1円
第84回	2017.11.17	24,743個	2,474,300株	2019.11.17～2024.11.16	684円
第85回	2018.11.20	23,083個	2,308,300株	2020.11.20～2025.11.19	573円

(注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。

2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。

3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。

4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は当事業年度末日現在の数であります。

5. 第1回ないし第64回、第66回ないし第69回、第72回、第73回、第82回および第83回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

取締役および執行役（社外取締役を除く）					
新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数
第71回	764個	4人	第76回	812個	4人
第75回	300個	1人	第77回	808個	4人

(注) 1. 新株予約権の数は当事業年度末日現在の数であります。
2. 社外取締役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

3. その他の重要な事項

2023年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。

付与されるRSUの総数	84,295,700個 (84,295,700株相当)
-------------	--------------------------------

② 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は、以下のとおりです。また、当期における当該体制の運用状況の概要は、それぞれ項目ごとに破線枠内に記載のとおりです。

〈野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制〉

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制（以下「内部統制システム」という）を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき指針として「野村グループ行動規範」を定め、これを徹底させるものとする。

〈I. 監査委員会に関する事項〉

監査委員会は、法令に定める権限行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、取締役の職務を補助する部署として取締役会室を設置しております。なお、業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

2. 野村グループの監査体制

- (1) 当社は、監査委員会が子会社の監査等委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。
- (2) 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査等委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社の監査委員会は、必要に応じて主要な子会社である野村證券の監査等委員会と合同で開催しております。監査委員会の委員長は野村證券の監査等委員会の委員長を兼務しており、さらに、国内の子会社の監査役や監査等委員を、当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が兼務することで密接に連携を図っております。また、野村グループでは海外3地域（欧州、米州、アジア）のそれぞれを統括する持株会社に監査委員会を設けており、当社の監査委員会はそれらの長と各地域の監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有を行っております。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等の重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。
- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。
- (4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈上記体制の運用状況の概要〉

監査委員会の選定する監査委員は、執行から独立した形で重要なリスクについて議論するリスク委員会をはじめ、経営会議や内部統制委員会等の重要な会議に出席または陪席しております。

監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人であるEY新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末監査結果および財務報告にかかる内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員は、EY新日本有限責任監査法人と定例の会議を実施するほか適宜に意見を求めるなど、EY新日本有限責任監査法人と監査上の問題認識などの共有と意見の交換を緊密に行っております。

また、監査委員は、必要に応じ自らまたは野村證券の監査等委員および監査特命取締役を通じて、当社の部室および野村證券の部室または営業店等ならびに野村證券以外の子会社に対する実査を行っており、当期は、常勤監査委員および野村證券の監査特命取締役が、電話会議やインターネット会議等も利用しつつ、ヒアリングを実施いたしました。ヒアリングに基づく実査の結果は、監査委員会に報告されております。

なお、監査委員会は、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて当該弁護士に専門的意見を求める能够な体制を整えており、当期においては必要に応じ意見を受けております。

4. 内部監査体制

- (1) 執行役は内部監査を担当する役員および部署を設置し、内部監査活動を通じて野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性が確保される体制を整備する。
- (2) 内部監査に係る実施計画および予算の策定については監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得るものとし、内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。
- (3) 監査委員会は、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、当社にグループ・インターナル・オーディット部を、傘下の主要な子会社にも内部監査の専任部署を設置しております。これらの内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行い、業務改善の勧告、提言等を行っております。

内部監査にかかる年次計画（年次計画の変更を含みます）および予算の策定について、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得ており、内部監査の実施状況およびその結果についても監査委員会において報告されております。

監査委員会は、グループ・インターナル・オーディット担当役員から、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるほか、グループ・インターナル・オーディット担当役員に対し、今後確認が必要と考える監査のポイントを踏まえた内部監査計画の策定を要請するなど、内部監査部門との連携を行っております。

また、監査委員長と常勤の監査委員は、会計監査人およびグループ・インターナル・オーディット担当役員と、定例の会議を設けて監査上の問題認識などの共有と意見の交換を行っており、野村グループの監査活動の充実に努めております。

〈II. 執行役に関する事項〉

1. コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制

(1) 野村グループ行動規範の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ行動規範」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規範の浸透を図り、その遵守を徹底する。

(2) コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備

執行役は、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

(3) コンプライアンス・ホットライン

①執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。

②執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

(4) 金融犯罪等に関する体制の整備

野村グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を実施し、贈収賄を防止し、また、反社会的勢力または団体との一切の取引および経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないものとする。執行役はそのため必要な体制の整備を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、全役職員が社会規範に沿った行動ができるようにするために、野村グループの一員として取るべき行動の指針を示した「野村グループ行動規範」を策定し、野村グループの役職員は毎年1回、この行動規範の遵守を宣誓することとしております。過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする日である毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」に、適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション等を行うとともに、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。

当社は、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理が経営の最重要課題の一つとの認識のもと、行動規範の浸透ならびにコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理について議論・審議する場としてコンダクト委員会を設けるとともに、管理の枠組みとして「野村グループ・コンダクト・プログラム」を策定しています。同プログラムでは、三線管理の考え方のもと、第一線、第二線、第三線の役割を明確に定め、実効的な体制整備を進めております。第一線の各部門にシニア・コンダクト・オフィサーを設け、部門の状況に応じたコンダクト・リスク管理を進めています。そして、第二線であるコンプライアンス部門においては、「組織規程」および「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、野村グループのコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を整備してその実効性を維持する責任者としてコンプライアンス統括責任者を選任するとともに、各社および海外各地域にコンプライアンス責任者を設けております。コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンス統括部署であるグループ・コンプライアンス部への指示等を通じて、各社および海外地域のコンプライアンス責任者と連携し、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理態勢の強化、および海外拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備・維持を行っております。

当社の設置する「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン」では、情報提供の手段は問わず、匿名での情報提供も可能とし、情報提供に関する秘密が厳守される体制を確保しております。情報提供における匿名性の確保を強化するため、専門の外部業者が提供する外部通報窓口も導入しております。

当社では「野村グループ行動規範」において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、贈収賄・腐敗行為、反社会的勢力について高いレベルの管理体制をもってこれを防ぐことを基本方針としています。マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下、AML/CFT)にかかるグローバルな方針として「野村グループ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針」を制定し、各地域・グループ会社で遵守すべき原則および基準を規定しております。

野村グループでは、AML/CFT管理態勢を構築・維持する責任者としてグループAML/CFT統括責任者を選任しており、グループAML/CFT統括責任者を補佐する金融犯罪対策部を設置しております。さらに野村グループ各社にはAML/CFT管理態勢に責任を負うマネー・ローンダリング対策コンプライアンス・オフィサーを設置しています。

また、贈収賄・腐敗行為防止にかかるグローバルな方針として「野村グループ贈収賄・腐敗行為防止方針」を制定し、コンプライアンス統括責任者が贈収賄・腐敗行為防止態勢の構築に責任を負い、それを金融犯罪対策部が補佐することとしております。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーション・リスク等を中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備状況についてグループ・リスク管理委員会に報告する。グループ・リスク管理委員会においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。
- (4) 執行役は、リスク管理に関する重要事項について、定期的、かつ適時にリスク委員会に対して報告し、一定の事項について同意を得るものとする。
- (5) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類および水準をリスク・アペタイトとして定めております。

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって野村グループの適切なリスク管理に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、業務の執行にかかる種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

業務運営から生じるリスクは、リスク・アペタイトの範囲内に抑制するという基本方針のもと、経営会議または経営会議から委任を受けたグループ・リスク管理委員会が、リスク管理に関する重要事項を審議し、決定しております。

また、当社は、野村グループにおける危機管理の基本原則を「野村グループ危機管理規程」に定めております。野村グループ各社においては、同規程に基づき、危機管理責任者が選任され、各社の危機管理の基本方針を定め、危機管理対策を審議しております。さらに当社は、グループ危機管理委員会を設置し、国内、海外における有事の際の業務継続対応をはじめ、グローバル・ベースでの危機管理態勢の整備を進めております。同委員会の決議内容は経営会議に対して報告されます。

3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。

- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。
- ①内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
 - ②コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備運用状況
 - ③リスク管理状況
 - ④四半期毎の決算の概要および重要事項（重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。）
 - ⑤コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
- (4) 取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議または野村グループ・コンダクト委員会に対しても報告を行う。経営会議または野村グループ・コンダクト委員会は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。
- ①野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスおよびコンダクトに関する重要な事項
 - ②野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ③規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (5) 当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に対して、直接または間接に報告が行われる体制を整備するものとする。
- (6) 当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、グループの財務状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、野村グループの全役職員に対して、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を発見した場合は、速やかに各社所定の者に報告を行わなければならないことを、定期的に周知、徹底しております。また、野村グループでは、「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン運営規程」、「野村グループ行動規範」等により、当該報告を行ったことを理由とする解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを禁止しているほか、野村グループの全役職員に対して、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務執行の決定ならびに業務執行を行う。
- (2) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。
- (3) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要な事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。
- (4) 経営会議は、各部門の事業計画および予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議、グループ・リスク管理委員会、内部統制委員会等の会議体を設置し、審議・決定しております。これらの会議体での審議状況について、取締役会は、各会議体から3ヵ月に1回以上の報告を受けております。経営会議は、経営戦略および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営にかかる重要な事項について審議・決定しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

- (1) 執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）については、いずれも関係法令および関連する社内規定ならびに契約等に従って適切に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

野村グループでは、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するため、金融商品取引法や取引所規則等の適時開示にかかる関連法規則を遵守し、野村グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。上記方針のもと、当社では「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」を制定し、同指針に基づき情報開示委員会を設置しております。同委員会は、「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」の内容を役職員に周知、徹底しているほか、情報開示に関するガイドラインを策定・実施するなど、公平かつ適時・適切な情報開示を行う体制を整備しております。

6. 内部統制委員会

当社は、業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、執行の代表者ならびに監査委員会が選定する監査委員および取締役会が選定する取締役を委員とする内部統制委員会を設置し、野村グループの業務に係る内部統制、監査活動およびリスク管理等に関する重要事項を審議する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

内部統制委員会には、代表執行役社長および代表執行役副社長をはじめとする執行役、執行役員に加え、監査委員会が選定する監査委員として監査委員長、取締役会が選定する取締役として常勤監査委員が出席しております。

内部統制委員会では、グループ全体にわたる企業行動の適正化の促進、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保および適時・適切な情報開示の促進といった観点から、内部統制システムの強化・充実にかかる重要事項を幅広く審議しており、当期は、非財務情報開示拡充にかかる対応、リスクカルチャーの浸透などについて審議がなされました。

内部統制委員会では、必要に応じて業務執行から独立した内部監査部門からも内部監査の実施に基づく課題認識等の報告を受けており、審議内容は取締役会に対して定期的に報告されています。

〈III. 野村グループの内部統制システム〉

- (1) 執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底のうえ、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。
- (2) 執行役は、I～IIIに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、内部統制システムの改正のつど、改正内容および趣旨を野村グループ各社に徹底し、各社の実情に合わせた内部統制システムを整備するよう指導しております。また、当社は、重要な子会社を含めて財務報告上のリスクを把握し、それを踏まえて財務報告にかかる内部統制システムの整備・運用を行っております。これらの整備・運用状況については、内部監査部門による評価ならびに監査法人の監査および評価を受けております。

③ 連結計算書類の連結注記表

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、その他の資産一関連会社に対する投資および貸付金に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベートエクイティ・デット投資またはその他の資産—その他に計上しております。野村は経済的持分の39.3%を保有するアメリカン・センチュリー・カンパニーズ Inc.への投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する評価損益はその他の資産—その他および、収益—その他にそれぞれ計上しております。

また、編纂書946「金融サービス投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。投資会社子会社が保有する持分投資および負債投資はプライベートエクイティ・デット投資に計上しております。

〔連結〕

[重要な会計方針]

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベートエクイティ・デット投資

プライベートエクイティ・デット投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産—投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産—その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社によって保有される負債証券で構成されます。当該トレーディング目的以外の負債証券は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」（以下「編纂書360」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産－のれんおよびその他」に従い、年1回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値で測定されていない金融債権の現在予想信用損失に対する引当金を編纂書326「金融商品－信用損失」（以下「編纂書326」）に従って計上しております。現在予想信用損失は、過去の事象、現在の状況および将来の予測に関する情報を含む、キャッシュ・フローの回収可能性に関する利用可能で、かつ、裏付け可能なすべての情報を考慮して、対象となる金融債権の予想残存期間にわたり、個別に、またはポートフォリオごとに計算されます。現在予想信用損失の計算にあたり、未収利息は金融商品の償却原価から控除しております。現在予想信用損失を決定するにあたって野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の便法が当社で適用されているかどうか、および金融債権から生じる予想信用損失が重大であるかどうかに依拠しております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊額（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%）を超える部分を、従業員の平均残存勤務期間にわたり定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定の負債の市場リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであります。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジまたは純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価運動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。また、投資持分証券の株価変動リスクを管理するため、特定のトレーディング負債を保有しております。

〔連結〕

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的その他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社はグループ通算制度を導入しております。

11. 会計方針の変更

野村が当連結会計年度から適用した新しい会計基準はありませんでした。

[収益認識に関する注記]

12. 顧客に提供したサービスから得た収益

サービスの種類ごとの収益

次の表は、連結損益計算書において関連する項目ごとに、野村が顧客に提供したサービスから得た収益の内訳を表しております。

(単位：百万円)	
委託・投信募集手数料	279,857
投資銀行業務手数料	113,208
アセットマネジメント業務手数料	271,684
その他	43,190
合計	707,939

連結損益計算書の委託・投信募集手数料に計上される金額は主に、顧客への取引執行・清算および投資信託募集サービスから発生しております。投資銀行業務手数料は、財務アドバイザリーサービス、引受および売出業務サービスから発生しております。アセットマネジメント業務手数料は、アセットマネジメント業務サービスから発生しております。

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
取引執行・清算および投資信託募集サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます
	ファンドの販売	ファンドの販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合の手数料は、ソフトドラーの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザリーサービス	M&Aの仲介など、特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する履行義務が一定期間に従い充足されるか、または一時点に充足されるかの判断に基づき、関連する期間にわたり認識される、または関連する取引が完了するまで繰り延べられた上で認識されることになります
	フェアネスオピニオンの発行	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	関連する履行義務が一定期間に従い充足される着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
引受および売出業務サービス	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向け貸付金のアレンジ業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます
	顧客向けローンシンジケート業務	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
アセットマネジメント業務サービス	ファンド、投資信託やその他の投資ビーカーの運用	成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます
	投資助言サービスの提供	カストディや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます
	カストディや事務サービスの提供	

〔連結〕

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは、通常、毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

顧客との契約から生じた受取債権および契約負債に関する残高は以下のとおりです。なお、契約資産の残高は重要ではありません。

顧客との契約から生じた受取債権	85,100百万円
-----------------	-----------

契約負債 ⁽¹⁾	5,226百万円
---------------------	----------

(1) 契約負債は、主に投資助言サービスの提供から発生し、期間の経過に関連して認識されます。

なお、前連結会計年度末の契約負債の残高は、当連結会計年度に収益として認識されます。前連結会計年度に充足済みの履行義務に基づき、当連結会計年度に4,876百万円の収益を認識しています。

残存する履行義務に配分した取引価格は1,189百万円です。なお、編纂書606「顧客との契約から生じる収益」の容認規定に基づき、当初から1年以内と見込まれる履行義務の、残存部分に関する開示は行っていないため、上記に含まれておりません。

[会計上の見積もりに関する注記]

13. 会計上の重要な見積もり

下表は、重要な会計方針やこれらの会計方針の適用に含まれる重要な会計上の見積もり、見積もりの要素、経営者による仮定と判断、当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響について要約したものです。

重要な会計方針	重要な会計上の 見積もり	経営者による重要な主観的仮定または判断	当連結会計年度における見積 もりおよび仮定の変更の影響
訴訟引当金	損失の蓋然性の 判定および、引 当金と合理的に 発生する可能 性のある損失の測 定	<p>野村は通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続き（以下「法的事案」）に関係せざるを得ません。その結果として野村が負担する違約金や和解金等は野村の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。法的事案による損失の発生可能性や最終的な損失額の見積もりについては、経営者によるさまざまな判断や仮定が要求されます。</p> <p>損失の蓋然性の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟引当金の計上は、損失発生の蓋然性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合に必要とされます。 ・法的事案について、損失が生じる蓋然性が高いか、損失が生じる合理的な可能性はあるがその蓋然性が高いとまではいえないか、または損失が生じる可能性がほとんどないかどうかの決定には重要な判断が要求されます。 ・このような判断には、通常、外部の弁護士の見解、裁判または類似案件に関する当社の過去の経験、規制当局による調査または訴訟手続きの進捗状況、および和解に対する当社または相手方の意向を考慮します。 ・損失発生の蓋然性が高いとまではいえないか、または可能性がほとんどない場合、引当金の計上は不要です。 <p>引当金と合理的に発生する可能性のある損失の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損失が発生する蓋然性が高いと判断された場合で、かつ当該損失の金額または範囲を合理的に見積ることができる場合に引当金を計上します。 ・損失が生じる合理的な可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合で、かつ発生し得る損失の範囲を合理的に見積もることができる場合には、既に計上している引当金を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額を開示しております。 ・これらの訴訟や法的手続きを予想することは難しく、とりわけ、これら法的手続き等が初期段階にある場合や、新たな法的論点が争われている場合この決定は特に困難です。 ・損失が生じる蓋然性が高い、または損失が発生する合理的な可能性はあるものの、複雑性やその他の理由によりその金額を見積もることができない場合にはその旨を開示します。 	引当金を計上している、または損失発生の可能性が合理的な場合を含む、野村が現在関与している法的事案の詳細については、注記16「偶発事象」を参照してください。
金融商品の公正 価値	金融商品の公正 価値の見積もり	<p>野村が保有する金融商品は主に公正価値で評価されており、野村の連結財務諸表において重要な残高を構成しております。それらの金融商品は観察可能な市場価格で評価されるもののか、評価モデルや仮定等を使用して評価されるものもあり、その場合評価方法やモデルの選択には判断が含まれます。上記は、特定の金融商品にかかる実現および未実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。</p> <p>適切な評価手法の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活発な市場において観察可能な市場価格によって公正価値評価される金融商品については、野村は一般的に、当該金融商品の公正価値を決定するため、レベル1のインプットとして当該価格を使用します。 ・このような観察可能な価格が入手できない金融商品については、レベル2もしくは3のインプットにより公正価値が測定されます。異なる評価手法および仮定が適用された場合公正価値の測定結果は異なりうるため、適切な評価手法の選択と評価手法に適用される仮定の評価に重要な判断が含まれます。評価手法を選択する際には、これらの金融商品が取引される特定の状況や市場、信頼性のあるインプットの利用可能性、関連する観察可能なインプットの使用の最大化、観察不能なインプットの使用の最小化などのさまざまな要因が考慮されます。 <p>レベル3インプットの重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場で観察不能なインプットが用いられる、公正価値レベル3の金融商品の公正価値評価は、より多くの判断を必要とします。 ・これらの金融商品の公正価値は、流動性、経済環境および特定の金融商品に影響を与えるリスクに対する認識を含む、市場参加者が価格を決定する際に使用する仮定についての経営者の判断に基づいて決定されます。 	当社の評価手法および公正価値の階層における金融商品の分類に関する方針については、注記18「金融商品」を参照してください。
注記18 「金融 商品」			

〔連結〕

〔連結貸借対照表に関する注記〕

14. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。	5,656,626百万円
投資持分証券に含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。	953百万円
関連会社に対する投資および貸付金に含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。	5,658百万円
野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。	3,938,121百万円
野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。 ⁽¹⁾⁽²⁾	1,864,128百万円
(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。	
(2) このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を9,325百万円差し入れております。	

15. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しておられます。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービスシング」（以下「編纂書860」）の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することができます。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益—トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して

保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは2,852億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は10億円でした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は4,577億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは4,358億円となっております。2023年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は5兆7,455億円となっており、これらの大半は国債・地方債、および政府系機関債です。また、2023年3月31日現在で野村はこれらの特別目的事業体に対して1,685億円の持分を当初から継続的に保有しており、当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関する特別目的事業体から受け取った金額は256億円となっております。その他契約外の財務支援は行っておりません。

〔連結〕

16. 偶発事象

訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。2023年3月31日現在、未解決の訴訟その他の法的手手続き（2023年3月31日時点で訴訟未提起の請求にかかるものを除く）のうち、損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能であるものについて認識した負債は42,459百万円であり、その他の負債に計上しております。また、当連結会計年度において計上した法的費用の金額は重要ではありませんでした。

野村に対する主な訴訟および法的手手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

野村に対する主な訴訟および法的手手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2023年5月15日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約480億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができます。その理由としては、とりわけ①法的手続きを初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分ないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること、または⑦野村に対し金銭の支払を求める判決等がなされたが、その理由や金額の算定の背景等の詳細を受領していないこと等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続き等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（1998年）に反した行為があったとして、当社の英国子会社であるIBJノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ（UK）PLC（2000年より清算手続き中。以下「IBJN」）に対して、イタリア株式の配当金に関して、同租税局による支払い請求がなされていました。2019年6月、イタリア最高裁判所は同租税局の主張を認め、IBJNに対し、IBJNが受領した還付金およびこれに対する経過利息として合計約38百万ユーロならびに金利を支払うべき旨の判決を言い渡しました。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約34百万米ドルの償還金および金利の返還を請求するものです。

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンを住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）とする証券化を行っておりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入しておりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れておりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関する提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成の

〔連結〕

RMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、2005年から2007年にかけて発行された一部のRMBSにつき、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から6年以内に当子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として、2011年から2014年にかけ、証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく引き続きニューヨーク州裁判所に係属中であり、証拠手続きが終了しました。当社は裁判外でこれらの紛争解決の可能性を模索しており、現在、3信託について証券保有者による和解契約の決議手続きが完了しております。3信託について裁判所による和解契約の承認手続きが行われており、今後、他の2信託についても裁判所による和解契約の承認手続きが行われる予定です。

2013年4月、モノラインの保険会社であるAmbac Assurance Corp（以下「Ambac」）は、野村の米国子会社であるノムラ・クレジット・アンド・キャピタル（以下「NCCI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカ・インク（以下「NHA」）に対して訴訟を提起し、Ambacが付保したローンの特性にかかる表明保証に関する契約違反、また、不実表示により付保を誘引する詐欺行為があったと主張していました。なお、NHAに対するすべての請求は裁判所に却下されています。2022年12月、NCCIは、Ambacとの間で和解契約を締結し、2023年1月3日、本件訴訟は終結しました。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき、約24.4百万米ドルおよび金利の返還を請求しています。

2013年3月、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、①MPSの元役員2名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました（以下「MPS訴訟」）。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引のもとで受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながら

NIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申立てを行いました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。

2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を発出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および元職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。またこれに付随する手続きとして、MPSの株主から民事上の損害賠償請求が行われています。

2019年11月8日、ミラノ刑事裁判所は、NIPの元役員および元職員を不正会計および相場操縦に関与したこと等について有罪とし、使用者であるNIPに対しても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する旨の判決を言い渡しました。また2020年5月12日付で、裁判所から、判決理由等の記載された判決書が交付されました。当該判決について、NIPはミラノ控訴裁判所に対し控訴しました。2022年5月6日、ミラノ控訴裁判所は原判決を破棄し、NIPの元役員および元職員を無罪とし、NIPについても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する内容の原判決を取り消す内容の判決を言い渡しました。判決書は、裁判所から2022年10月3日に交付されました。2022年11月、検察側が最高裁判所に対し上告しました。

上記のほか、NIPは当該デリバティブ取引にかかる以下に記載の事案を含む民事訴訟手続きおよび行政手続きに関与しています。

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Virmont S.A.（旧Alken Luxembourg S.A.）（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは約434百万ユーロおよび金利の損害賠償を請求しています。2021年7月、裁判所はAlkenの請求を棄却しました。2022年2月、Alkenはこの判決に対し、ミラノ控訴裁判所に控訴しました。

2019年5月、York Global Finance Offshore BDH (Luxembourg) Sàrlおよびそれに関連すると思われる多くのファンド（以下総称して「York」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計3名ならびにNIPに対して提起されたもので、Yorkは約186.7百万ユーロおよび金利の損害賠償を

〔連結〕

請求しています。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ3か月間および6か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申立てを行いました。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はCONSOBの決定を覆しました。CONSOBはイタリア最高裁判所に対し上訴しています。

2016年6月および2016年8月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSISおよび関係する個人に対してCathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.（以下総称して「シンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたシンジケート団銀行によって実行されたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めていました。2022年6月2日、台北地方裁判所は、シンジケート団銀行の請求を全面的に棄却する判決を言い渡しました。2022年7月4日、シンジケート団銀行6行のうち5行（Cathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.およびHwatai Bank Ltd.）は台湾高等法院（高等裁判所）に控訴し、約42.6百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めていましたが、2022年8月30日、控訴が却下されました。2022年9月19日、シンジケート団銀行の請求を棄却した2022年6月2日付の台北地方裁判所判決が確定し、訴訟は終了しました。

2021年5月20日、欧州委員会は、NIP、当社および他の複数の銀行に対し、欧州国債の発行および流通市場における取引に関して欧州競争法に違反する行為があったとする決定を発出しました。欧州委員会は、欧州国債市場における反競争的な合意形成や協調的行動による欧州競争法違反を認定し、NIPおよび当社に対し、約129.6百万ユーロの課徴金の支払いを命じました。2021年8月、NIPおよび当社は、この決定に対し不服申立を行いました。当該課徴金については不服申立を行う場合でも支払が求められることから、暫定的に支払を行っております。

NIPおよび当社の米国子会社であるノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）は、欧州国債の発行市場および流通市場における価格操作により米国独占禁止法違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっていました。その後、NSIについては訴えが取り下げられています。

また、NIPおよびNSIは、国際機関債および政府関連機関債の市場における価格操作によりカナダ競争法の違反があったとし

て、カナダ連邦裁判所トロント事務所に提起された集団訴訟の被告となっていました。2022年10月、NIPおよびNSIは、原告との間で、カナダ連邦裁判所の承認を条件として、本件訴訟に関する和解契約を締結しました。

野村は、債券発行に関連する金利スワップ取引に関する米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」）からの情報提供の要請に対応しています。2021年2月1日、CFTCは、2015年に行われた金利スワップ取引に関する調査に対応して、野村の社員一名に対し、米国商品取引所法の詐欺・価格操作および不実陳述規制に違反したとして、民事訴追手続きを開始しました。

また、野村は、会社の承認を得ていない通信プラットフォームを使用した業務に関する通信に関する通信に連絡して、CFTCによる業務上の通信の保存を求める法令の遵守状況に関する調査に対応していました。2022年9月、野村は、CFTCとの間で、50百万米ドルの民事制裁金の支払とともに、CFTCに命じられた取り決めを遵守することに同意しています。

NSIは、会社の承認を得ていない通信プラットフォームを使用した業務に関する通信に連絡して、米国証券取引委員会（以下「SEC」）による、業務上の通信の保存を求める法令の遵守状況に関する調査に対応していました。2022年9月、NSIは、SECとの間で、50百万米ドルの民事制裁金の支払とともに、SECに命じられた取り決めを遵守することに同意しています。

SECおよび米国司法省は、商業用および住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対し、調査を実施しました。2019年7月、NSIはSECとの間で和解契約を締結し、SECによる調査は終結しました。米国司法省による調査は継続しており、NSIは調査に対し、全面的に協力しております。

2017年9月および2017年11月、NIHKおよびNSISはそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firsttextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めていました。

2017年8月、NIPは、ドイツのケルン検察より、野村グループの元社員らによる脱税行為への関与につき捜査を行っている旨の連絡を受けました。本件捜査は、2007年から2012年における特定のドイツ株について配当基準日前後に行われた取引の計画および実施、また税還付申告に関するものであり、元社員らの一部がドイツにおける捜査手続きの対象となっております。これにともない、NIPおよび野村グループの該当会社は、取引データその他関連資料の提出等の検察の要請に対応しております。2023年4月、野村グループのフランクフルトのオフィスに対し、検察による捜索が実施されました。特定のドイツ株について、上記以外の取引も捜査対象となっているものと思料されます。今後野村グループおよび元社員らに対する捜査が裁判に移行されるに至つ

〔連結〕

た場合には、判決により元社員らに刑事罰が科され、また該当会社に対して行政罰としての課徴金および利益没収等の処分が科される可能性があります。

NIPは、元顧客であるオランダの住宅供給公庫Stichting Vestia（以下「Vestia」）より、NIPとの間で2009年から2011年にかけて行われたデリバティブ取引に関する請求を受けていました。2022年2月1日、Vestiaは、NIPに対し、英国裁判所に訴訟を提起しました。Vestiaは、当該取引を行う権限および権能を欠いていたとして取引の無効を主張し、約153.5百万ユーロの返還および金利の支払を求めていました。2022年12月、NIPは、その法的責任は認めない形で、Vestiaとの間で和解契約を締結し、本件訴訟は終結しました。

担保付ローンの顧客の債務不履行にともなう関連の担保契約の実行に関し、2022年2月8日、元担保権設定者2名より、当社の英國子会社であるノムラ・ヨーロピアン・インベストメント・リミテッド（以下「NEI」）およびNIPに対し、法的手続きを開始する旨の書面が送付されました。担保権設定者らは、担保契約の実行に際し、担保物の評価に誤りがあったと主張し、NEIまたはNIPからの賠償を求めていました。2022年11月9日、NEIおよびNIPは、その法的責任は認めない形で、担保権設定者らとの間で和解契約を締結しました。

2022年8月および10月、当社のインド子会社であるNomura Financial Advisory and Securities (India) Private Limited（以下「NFASI」）は、ポンベイ高等裁判所に同社を含む複数の被告とともに提起された2件の訴訟について送達を受けました。いずれの訴訟も同じ株式売却に関するものであり、原告らの株式売却について、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーを務めています。原告らは、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーとしての義務を履行しなかった等と主張しています。請求額は、合計約26億インドルピーおよび金利です。

17. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証にともない認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンダバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならぬ潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

デリバティブ取引 ⁽¹⁾⁽²⁾	514,420,432百万円
スタンダバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽³⁾	1,544,159百万円

(1) デリバティブ取引の帳簿価額（負債）は8,983,145百万円であります。

(2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は15,634,603百万円であり、その帳簿価額（資産）は38,057百万円であります。

(3) 主に特定のスポンサー・レポプログラムに関連して野村が清算機関に対して行う顧客の支払義務に関する保証を含んでおります。野村は当該保証の潜在的な最大支払額に対して、概ね同額の担保を実質的に有しております。

〔連結〕

[金融商品に関する注記]

18. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものです。

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうしたデリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があり、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合加盟各國政府および英國政府（以下「EU & U.K.」）およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。次の表は野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットティング契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して5,562億円であります。

(単位：億円)

	2023年3月31日				
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計 ⁽¹⁾
政府債・地方債および政府系機関債	17,850	25,611	23,082	9,264	75,807

(1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末3,242億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観測可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観測可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観測不能な評価インプット

(連結)

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2023年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2023年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手ごと および 現金担保との 相殺 ⁽¹⁾	当期末残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資 ⁽²⁾⁽³⁾					
現物取引	74,313	82,545	4,573	—	161,431
デリバティブ取引	841	180,500	2,290	△169,434	14,197
貸付金および受取債権 ⁽⁴⁾	—	14,984	1,907	—	16,891
担保付契約 ⁽⁵⁾	—	2,862	172	—	3,034
その他の資産 ⁽²⁾	2,745	4,113	1,992	—	8,850
合計	77,899	285,004	10,934	△169,434	204,403
負債：					
トレーディング負債					
現物取引	72,744	12,708	36	—	85,488
デリバティブ取引	620	180,513	2,249	△163,291	20,091
短期借入 ⁽⁶⁾	—	4,458	304	—	4,762
支払債務および受入預金 ⁽⁷⁾	—	1,423	169	—	1,592
担保付調達 ⁽⁵⁾	—	7,491	—	—	7,491
長期借入 ⁽⁶⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾	269	44,365	4,931	—	49,565
その他の負債 ⁽¹⁰⁾	1,081	1,750	206	—	3,037
合計	74,714	252,708	7,895	△163,291	172,026

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。当期末において、これらの投資はトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資に469億円、その他の資産に26億円含まれています。
- (3) プライベートエクイティ・デット投資は持分または他の劣後資本（メザニンローン等）の非上場商品であります。公正価値オプションを選択していないければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (5) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (6) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (7) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (8) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (9) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (10) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。2023年3月31日における長期借入の連結貸借対照表計上額は10兆3,992億円、その公正価値または見積公正価値の金額は10兆3,496億円となっております。

〔連結〕

長期借入の満期年限別金額

2023年3月31日現在の公正価値ヘッジに関する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：億円)
2024年3月期	6,197
2025年3月期	18,755
2026年3月期	17,301
2027年3月期	8,841
2028年3月期	7,306
2029年3月期以降	41,456
小計	99,856
譲渡取消による担保付借入	4,136
合計	103,992

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

[1株当たり情報に関する注記]

19. 1株当たり情報

1株当たり株主資本⁽¹⁾ 1,048.24円

基本的1株当たり当期純利益⁽²⁾ 30.86円

(1) 1株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。

(2) 基本的1株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

決算日後に生じた事象

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2)取得にかかる事項の内容

①取得対象株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

3,500万株（上限）（発行済株式総数に対する割合1.1%）

③株式の取得価額の総額

200億円（上限）

④取得期間

2023年5月16日～2024年3月29日（ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）

⑤取得方法

信託方式による市場買付（信託契約の締結の時期およびその内容（買付開始時期含む）その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。）

〔連結〕

[その他注記]

20. 重要な後発事象

自己株式の消却

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却にかかる事項について決議いたしました。

消却にかかる事項の内容

①消却する株式の種類

普通株式

②消却する株式の総数

70,000,000株（発行済株式総数に対する割合約2%）

③消却予定日

2023年6月1日

譲渡制限株式ユニット

2023年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は84,295,700個（84,295,700株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

野村は、上記のRSU以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用人等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

21. その他の追加情報

関係会社株式の譲渡

野村は、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）が実施したNRI普通株式の売出しに際し、売出人として参加し、2022年12月5日に当社が保有していたNRI普通株式13,000,000株を37,528百万円にて売却いたしました。当該売却にかかる売却関連利益280億円は、当連結会計年度の連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。なお、NRIは、譲渡後も引き続き当社の持分法適用関連会社となります。

④ 計算書類の個別注記表

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠して作成しております。
記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 市場価格のない株式等以外のもの

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

〔単体〕

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

8. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

野村ブランドの使用の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、サービスの享受者の収入に応じて商標利用料収入として収益認識しております。

業務委託サービス提供の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、均等にその他の売上高として収益認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンスワップを行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンスワップによりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

10. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当事業年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 62,838百万円

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	3,733,851百万円
短期金銭債務	1,848,782百万円
長期金銭債権	2,702,541百万円
長期金銭債務	663,160百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 43,768百万円

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等6,787百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債 414,500百万円

〔単体〕

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レポ取引	1,258,797百万円(2)
野村グローバル・ファイナンス株式会社	借入・社債・レポ取引	1,178,828百万円
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レポ取引	1,163,731百万円(3)
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	デリバティブ	500,378百万円(3)
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	457,885百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	323,902百万円(3)
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	309,308百万円
ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカLLC	借入・社債・レポ取引	151,513百万円
ノムラ・セキュリティーズ(バミューダ)Ltd.	デリバティブ	141,973百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC	借入・社債・レポ取引	132,814百万円
その他		165,826百万円(3)

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) ノムラ・インターナショナル・(ホンコン) LIMITEDと連帯して保証する債務を含んでおります。

(3) 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業収益	463,916百万円
営業費用	116,023百万円
営業取引以外の取引高	43,191百万円

2. 特別利益

関係会社株式売却益は、関連会社である株式会社野村総合研究所の普通株式の一部を売却したことなどによるものであります。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	3,233,562,601	－	－	3,233,562,601

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	215,394,467	50,016,744	35,900,383	229,510,828

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

市場買付にともなう増加	50,000,000株
単元未満株式の買取請求にともなう増加	16,744株

減少の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使や譲渡制限株式ユニットの割当にともなう減少	35,900,087株
単元未満株式の買増しにともなう減少	296株

〔単体〕

3. 新株予約権に関する事項⁽¹⁾

名称	新株予約権の割当日	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数	名称	新株予約権の割当日	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第65回	2015.6.5	普通株式	111,600株	第77回	2017.6.9	普通株式	1,005,900株
第70回	2016.6.7	普通株式	173,900株	第78回	2017.6.9	普通株式	262,500株
第71回	2016.6.7	普通株式	936,200株	第79回	2017.6.9	普通株式	374,300株
第74回	2016.11.11	普通株式	2,364,400株	第84回	2017.11.17	普通株式	2,474,300株
第75回	2017.6.9	普通株式	189,200株	第85回	2018.11.20	普通株式	2,308,300株
第76回	2017.6.9	普通株式	697,000株				

(1) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月26日 取締役会	普通株式	42,254	14.00	2022年3月31日	2022年6月1日
2022年11月2日 取締役会	普通株式	15,008	5.00	2022年9月30日	2022年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月26日 取締役会	普通株式	36,049	12.00	2023年3月31日	2023年6月1日

[税効果会計に関する注記]

1. 總延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

總延税金資産

有価証券等評価損	134,951百万円
總延ヘッジ損益	58,842百万円
地方税總越欠損金	11,705百万円
固定資産評価減	2,441百万円
その他	1,932百万円
總延税金資産小計	209,872百万円
評価性引当額	△120,404百万円
總延税金資産合計	89,468百万円
總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,358百万円
デリバティブ	△6,729百万円
總延ヘッジ損益	△3,532百万円
その他	△1,010百万円
總延税金負債合計	△26,629百万円
總延税金資産の純額	62,838百万円

2. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

〔単体〕

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	野村證券株式会社	(所有) 直接 100%	諸設備の提供 資金の貸付 資金の借入 役員の兼任	情報処理システム 利用料の受取	97,728	未収益	20,599	(注 1)
				商標利用料の受取	34,185	未収益	3,934	(注 2)
				資金の貸付	79,672	短期貸付金	15,900	(注 3)
				利息の受取	6,810	未収益	878	(注 4)
				劣後特約付コミットメントラインの設定	700,000	関係会社 長期貸付金	470,000	
				資金の貸付	470,000	—	—	(注 5)
				コミットメントライン設定料の受入	460	—	—	
				デリバティブ契約にかかる担保金差入	170,672	差入保証金	155,746	(注 6)
				資金の借入	9,231	—	—	
				利息の支払	97	—	—	(注 7)
				関連会社株式の一部売却				
				売却総額	37,528	—	—	(注 8)
				売却益	36,443	—	—	
子会社	ノムラ・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証	781,787	—	—	
				保証料の受入	835	未収益	754	(注 9)
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	(所有) 直接 100%	債務保証	債務保証	1,258,797	—	—	
				保証料の受入	599	未収益	598	(注 9)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	2,914,634	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	1,874,756	
				利息の受取	64,678	未収益	1,074,549	(注 3)
子会社	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.	(所有) 間接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	19,361	短期貸付金	132,990	
				利息の受取	30	—	—	(注 10)
子会社	ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカLLC	(所有) 間接 100%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付	1,233,721	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	829,985	
				利息の受取	24,154	未収益	339,125	(注 3)
				債務保証	151,513	—	—	
				保証料の受入	145	未収益	141	(注 9)
子会社	ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC.	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証	132,814	—	—	
				保証料の受入	68	未収益	64	(注 9)
子会社	ノムラ・セキュリティーズ(パミューダ)	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証	141,973	—	—	
				保証料の受入	228	未収益	216	(注 9)
子会社	ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証	309,308	—	—	
				保証料の受入	150	未収益	149	(注 9)

〔単体〕

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	摘要
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入 利息の支払 債務保証 保証料の受入	1,356,800 8,958 1,163,731 661	短期借入金 未払費用 — 未収収益	1,138,200 1,048 — 658	(注7) (注9)
子会社	野村グローバル・ファイナンス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入 利息の支払 債務保証 保証料の受入	864,376 13,127 1,178,828 468	短期借入金 長期借入金 未払費用 未収収益	593,100 480,106 — 467	(注7) (注9)
子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	(所有) 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 保証料の受入	500,378 605	— 未収収益	— 543	(注9)
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングスPLC	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	452,496 19,951	関係会社 長期貸付金 未収収益	446,846 2,122	(注3)
子会社	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ株式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 劣後特約付コミットメントラインの設定 資金の貸付 コミットメントライン設定料の受入	184,254 12,821 350,000 284,027 138	短期貸付金 未収収益 関係会社 長期貸付金 —	351,000 1,302 281,480 — —	(注3) (注4) (注5)
子会社	野村アジア/パシフィック・ホールディングス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	173,997 4,430	短期貸付金 未収収益	135,948 59	(注3)
子会社	ノムラ・シンガポール・LIMITED	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	68,746 112	— 未収収益	— 111	(注9)
関連会社	株式会社野村総合研究所	直接 10.9% (所有) 間接 11.4%	システムソリューションサービス コンサルティング・ナレッジサービスの購入	情報処理システム利用料等の支払 ソフトウェア等の購入	32,225 18,182	— 未払金	— 5,850	(注11)

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
- 2. 取引条件につきましては、「重要な会計方針」8.収益および費用の計上基準に記載しております。
- 3. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は受け入れておりません。
- 4. 取引金額および期末残高から注5.の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
- 5. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であります。
- 6. 取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお期末残高は、流動資産その他に含まれております。
- 7. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は差し入れておりません。
- 8. 株式会社野村総合研究所が実施した売出しに際し売出人として参加し、当社が保有する普通株式の一部売却しております。売却価格については、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。
- 9. 債務保証の内容につきましては、「貸借対照表に関する注記」5.保証債務の残高に記載しております。また、それぞれの取引における保証料率は一般的の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。
- 10. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、米国債を担保としたリバースレポ取引です。
- 11. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価を勘案し、取引ごとに決定しております。
- 12. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

(単体)

役員および個人主要株主

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社	First Eastern (Holdings) Limited	なし	営業上の取引 役員の兼任	有価証券（投資事業組合の持分）売却 売却総額 売却益	103 103	- -	- -	(注1)

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社役員Victor Chuが議決権の92%を直接保有しております。また、売却額については、投資事業組合の純資産などを勘案し、双方協議の上決定しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額	858円21銭
1 株当たり当期純利益	57円95銭

[重要な後発事象に関する注記]

(譲渡制限株式ユニットの付与)

2023年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は84,295,700個（84,295,700株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 取得にかかる事項の内容

①取得する株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

3,500万株（上限）（発行済株式総数に対する割合1.1%）

③株式の取得価額の総額

200億円（上限）

④期間

2023年5月16日～2024年3月29日

（ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）

⑤取得方法

信託方式による市場買付

（信託契約の締結の時期およびその内容（買付開始時期含む）その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。）

〔単体〕

(自己株式の消却)

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却にかかる事項について決議いたしました。

(1) 消却にかかる事項の内容

①消却する株式の種類

普通株式

②消却する株式の総数

70,000,000株（発行済株式総数に対する割合約2%）

③消却予定日

2023年6月1日